

平成 27 年第 1 回防府市議会定例会会議録（その 2）

○平成 27 年 3 月 4 日（水曜日）

○議事日程

平成 27 年 3 月 4 日（水曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第 3 号 平成 26 年度防府市一般会計補正予算（第 9 号）
- 4 議案第 7 号 平成 26 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 4 号 平成 26 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 5 号 平成 26 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 6 号 平成 26 年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 号 平成 26 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 号 平成 26 年度防府市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 10 号 平成 26 年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 11 号 平成 26 年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 5 市長施政方針演説
- 6 議案第 12 号 防府市子ども・子育て支援事業計画について
- 7 議案第 13 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 8 議案第 14 号 防府市留守家庭児童クラブ設置及び管理条例の制定について
- 9 議案第 15 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 10 議案第 16 号 防府市図書館設置条例の全部改正について
- 11 議案第 17 号 防府市行政手続条例中改正について
- 12 議案第 18 号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等改正について
- 13 議案第 19 号 防府市職員退職手当支給条例中改正について
- 14 議案第 20 号 防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について
- 15 議案第 21 号 防府市手数料条例中改正について

- 16 議案第 2 2 号 防府市手数料条例中改正について
- 17 議案第 2 3 号 防府市手数料条例中改正について
- 18 議案第 2 4 号 防府市手数料条例中改正について
- 19 議案第 2 5 号 防府市立保育所設置条例中改正について
- 20 議案第 2 6 号 防府市介護保険条例中改正について
- 21 議案第 2 7 号 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中改正について
- 22 議案第 2 8 号 防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中改正について
- 23 議案第 2 9 号 防府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中改正について
- 24 議案第 3 0 号 防府市へき地保育所設置及び管理条例中改正について
- 25 議案第 3 1 号 防府市道路占用料徴収条例中改正について
- 26 議案第 3 2 号 防府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例中改正について
- 27 議案第 3 3 号 防府市消防団員の定員及び任免等に関する条例及び防府市消防団員及び水防団員の報酬及び費用弁償条例中改正について
- 28 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度防府市一般会計予算
- 29 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度防府市競輪事業特別会計予算
- 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度防府市索道事業特別会計予算
- 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度防府市と場事業特別会計予算
- 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度防府市青果市場事業特別会計予算
- 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度防府市駐車場事業特別会計予算
- 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
- 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度防府市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 30 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度防府市水道事業会計予算
- 議案第 4 5 号 平成 2 7 年度防府市工業用水道事業会計予算

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	和田敏明君	2番	藤村こずえ君
3番	清水浩司君	4番	山下和明君
5番	重川恭年君	6番	山田耕治君
7番	三原昭治君	8番	河杉憲二君
9番	山根祐二君	10番	安村政治君
11番	橋本龍太郎君	12番	吉村弘之君
13番	山本久江君	14番	田中敏靖君
15番	中林堅造君	16番	久保潤爾君
17番	田中健次君	18番	平田豊民君
19番	今津誠一君	20番	木村一彦君
21番	上田和夫君	22番	行重延昭君
23番	松村学君	24番	高砂朋子君
25番	安藤二郎君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
教育長	杉山一茂君	代表監査委員	中村恭亮君
総務部長	吉川祐司君	総務課長	林慎一君
総合政策部長	持溝秀昭君	生活環境部長	福谷真人君
健康福祉部長	藤津典久君	産業振興部長	山本一之君
産業振興部理事	熊谷俊二君	土木都市建設部長	金子俊文君
入札検査室長	金谷正人君	会計管理者	桑原洋一君
農業委員会事務局長	末岡靖君	監査委員事務局長	藤本豊君

選挙管理委員会事務局長 福田直之君 消防長 牛丸正美君
教育部長 原田知昭君 上下水道局次長 大田隆康君

○事務局職員出席者

議会事務局長 中村郁夫君 議会事務局次長 中司透君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名人を御指名申し上げます。10番、安村議員、11番、橋本議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議案第3号平成26年度防府市一般会計補正予算（第9号）

（予算委員会委員長報告）

○議長（安藤 二郎君） 議案第3号を議題といたします。

本案については、予算委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。行重予算委員長。

〔予算委員長 行重 延昭君 登壇〕

○22番（行重 延昭君） おはようございます。さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第3号平成26年度防府市一般会計補正予算（第9号）に係る委員会審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

予算委員会は、2月25日の全体会において、執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、2月26日に総務分科会、教育厚生分科会及び環境経済分科会を開催し、慎重に審査をいたしました。

さらに、27日に全体会を開き、全体会で審査すべき事項についての報告を受けた後、集中審査、討論、採決を行ったところでございます。

それでは、集中審査における主な質疑等につきまして御報告を申し上げます。

総務分科会からの審査事項、山頭火ふるさと館整備事業では、「山頭火ふるさと館の建設について、昨年12月に文化庁と協議し、2階建ての構造については、景観に配慮する

ことの助言を受け、設計を見直すことになったが、設計前に文化庁の意向を聞くことはできなかったのか」との質疑に対し、「施設の建設に当たっては文化庁との事前協議を必要としないこと、イメージパースや図面ができていない段階で文化庁の意見を聞くことは難しいことなどから、結果として昨年12月になったものでございます」との答弁がございました。

「隣接する宮市本陣兄部家の復元につきましては、具体的に進められているのか」との質疑に対し、「所管の教育部から、現在、兄部家の整備基本構想について協議会で検討されており、3月中には議会にお示ししたいという話を聞いております」との答弁がございました。

これに対し、「兄部家の復元を前提として、山頭火ふるさと館の設計を変更するのであれば、復元について先に協議する必要があるのではないか」との意見がございました。

「山頭火ふるさと館の設計変更により、今後、予算の増額補正が懸念されるが、どう考えているのか」との質疑に対し、「委託業者と設計変更について協議をしており、契約期間を5カ月延長する必要はございますが、委託料の額については予算内でおさまる見込みであります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

最後になりますが、個別審査事項以外で、分科会主査から報告を受けております主な質疑等について、その内容等、御報告申し上げます。

総務分科会では、「地域住民生活等緊急支援のための交付金を盛り込んだ国の補正予算の成立を受けて、市は地域創生推進事業として1,000万円の調査委託料を補正予算に計上しているが、この交付金を活用するほかの事業はどのようになっているのか」との質疑に対して、「現在、交付金を活用するその他の事業につきましては、関係部局と協議をしており、その予算につきましては、今議会に追加の補正予算議案として提出いたします」との答弁がございました。

教育厚生分科会では、「臨時福祉給付金支給事業について減額補正されているが、給付金支給者数及び加算給付金支給者数はどの程度か。また、支給対象者の申請状況はどうか」との質疑に対し、「支給者数につきましては、約2万500人、そのうち加算給付金の支給者数は、約1万3,000人でございます。支給総額は、約2億7,000万円であり、当初、約3億円を見込んでいたことから、対象者の9割近くの方には支給できたものと考えております」との答弁がございました。

これに対し、「残り1割の未申請の方については、どのような対応をとっているのか」

との質疑があり、「申請期間後であっても入院中であった等、期間内の申請ができなかったことに相当の事由がある場合につきましては、引き続き、申請の受け付けを行いました」との答弁がございました。

また、「中学校教科書・指導書整備事業について、当初予算の9割近い額が減額補正されているが、どのような理由によるものか」との質疑に対し、「教師用教科書・指導書の補充につきまして、当初、4学級と見込んでいた学級数の増加が2学級にとどまりましたことから、必要冊数が少なかったことに加え、道徳副読本の購入を来年度の教科書改訂時期に合わせて延期したことによるものでございます」との答弁がございました。

環境経済分科会では、「単市道路新設改良事業の防府テクノタウン隣接市道整備負担金では、2億7,000万円という多額の予算が計上されているが、新たに整備される市道は、工業団地の利用者だけでなく、市民の利用も見込まれるのか」との質疑に対し、「新たな市道の整備を通じて、歩道や緑地の整備も計画していますので、市民の皆様にも御利用していただけるものと考えております」との答弁がございました。

また、さらに、「負担金額の妥当性については、どのように確認したのか」との質疑に対し、「防府市道路の構造の技術的基準を定める条例や市道路編入基準に基づき、確認いたしました」との答弁がございました。

また、「雨水対策施設設置費助成事業では、今後どのように雨水貯留浸透施設を普及させていくのか」との質疑に対し、「現在は、市街化区域内の5地区を対象地域としておりますが、今後は、対象地域を市内全域に広げ、普及に努めていきたいと考えております。また、市広報やホームページでの周知だけでなく、排水設備事業者を通じての市民の皆様へのPRも行っていきたいと考えております」との答弁がございました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、討論を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） この26年度防府市一般会計補正予算（第9号）には賛成の立場で討論をいたします。

ただいまの委員長報告にありましたように、予算委員会全体会で個別審査事項となりました山頭火ふるさと館整備事業の繰越明許補正がありますが、この設計変更により景観的にはよくなるものと考えられます。また、この地域の町屋の家屋の配置に基づくものとするということなど、山頭火ふるさと館のあり方がよりよい形になるものと考えられます。こういった点で、この予算には賛成をいたします。

そのほか、3月補正は年度末の見込みにより予算を補正するものですが、財政調整基金の繰入金約18億円から10億円に約8億円減らされる、それから、庁舎建設基金に2億円積み増しがされるなど、財政的にゆとりが、この点では出ているものだというふうと考えられます。こういった年度末に多額のゆとりがあるということであれば、当初予算においては、さらに市民サービスに充実するような形で予算を組まれるということを希望して討論を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○23番（松村 学君） 平成26年度防府市一般会計補正予算（第9号）につきまして、自由民主党一心会は賛成の立場で討論をいたします。

先ほど田中健次議員も述べられましたが、山頭火ふるさと館整備事業の繰越明許につきましていろんな議論がございましたが、まず、隣の兄部家の修復の議論は、山頭火ふるさと館の議論と同様、かなり前から協議がありました。つまり、そのときから議会としても文化庁としっかり協議を詰めてやるべき、また、そういうことから山頭火ふるさと館の場所を変えるべきであるということを私は主張してまいりました。このたび文化庁との協議不足のため、やむなく設計変更し、以前のキャパが確保されない、また、山頭火ふるさと館の内容の質の低下が大変懸念されるところでありますが、繰り越しが認められなければ、さらに多額の設計予算が必要になる。また、当局の説明では、何とか繰り越しの3,000万円の予算内で設計変更を加えていく、また、不手際について反省しているという答弁がありましたので、やむなく賛成をいたしたいと思います。

そして、財政調整基金の7億8,000万円の繰入金の減額でございますが、これも、先ほど田中健次議員が申されましたけど、18億円の取り崩しに対して10億円の取り崩しで済んだと。そして、その前には、昨年度の26年度予算の6月議会では、決算の黒字の見込みにより、また8億円ぐらいの積み立てがあったと。計16億円近い、プラス今、2億円と言いましたから、予算上、まだかなり余裕があると。その中でも予算の配分においては、市民生活へ直結するような道路維持費、また河川改良費、また急傾斜地の改善、単市改良事業など、まだまだたくさん予算を必要としているところにも緊急の予算で要ると。来年度からはぜひこのようなところを配慮しながら財政の配分をしていただきたいということをつけ加えさせていただきます、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○16番（久保 潤爾君） 議案第3号平成26年度防府市一般会計補正予算（第9号）について賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、地域創生、総合戦略の策定のための費用あるいはテクノタウン周囲の市道の整備等、来年度以降に向けて必要な予算であり、また、地域活性化・効果実感臨時交付金を活用され、地方債の発行額を抑制した部分も評価いたしまして賛成いたします。

要望といたしまして、所管の委員会で同僚議員より繰越明許費について疑義が呈されました。補正予算書の繰り越し理由の記載の仕方あるいは、それをもうちょっと工夫できないかということと、詳細な説明及び資料等を今後は添付していただきたいということを要望いたしまして賛成の討論といたします。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第3号については、予算委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

議案第 7号平成26年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

（教育厚生委員会委員長報告）

議案第 4号平成26年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 5号平成26年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

議案第 6号平成26年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 8号平成26年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 9号平成26年度防府市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第10号平成26年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第11号平成26年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（以上環境経済委員会委員長報告）

○議長（安藤 二郎君） 議案第4号から議案第11号までの8議案を一括議題といたします。

まず、教育厚生委員会に付託されておりました議案第7号について委員長の報告を求めます。河杉教育厚生委員長。

〔教育厚生委員長 河杉 憲二君 登壇〕

○8番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、教育厚生委員会に付託となりました議案第7号平成26年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、

去る2月26日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

議案第7号について、質疑の主なものを申し上げますと、「介護サービスに係る給付費は増額補正される一方、介護予防サービス給付費は減額されている。これらの要因としてはどのようなことが考えられるか」との質疑に対し、「介護サービス給付費につきましては、デイサービス施設がここ数年で倍以上に増え、要介護認定者の利用が増加していることから給付額が大きく伸びております。これに対し、要支援認定者を対象とする介護予防サービスの給付費では、要支援認定を受けられた方のサービス利用率が当初の見込みより低いことが要因ではないかと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 次に、環境経済委員会に付託されておりました議案第4号から議案第6号まで、及び議案第8号から議案第11号までの7議案について、委員長の報告を求めます。重川環境経済委員長。

〔環境経済委員長 重川 恭年君 登壇〕

○5番（重川 恭年君） おはようございます。さきの本会議におきまして、環境経済委員会に付託となりました議案第4号から議案第6号まで、及び議案第8号から議案第11号までの7議案につきまして、去る2月26日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第5号平成26年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についての質疑等の主なものを申し上げますと、「特定健康診査・特定保健指導事業や人間ドック利用助成事業の減額補正について、それぞれの受診率が当初の見込みより下回ったためということだが、男女別や世代別などの受診率について、統計などによる分析をしているのか」との質疑に対し、「受診率についての統計はとっておりませんが、40代や50代の働き盛りの方の受診率が特に低いと認識しております」との答弁がございました。

これに対し、「40代や50代というのは、特に受診していただきたい年代である。今後はターゲットを絞った受診率向上のための方策も考えていただきたい」との要望がございました。

次に、議案第6号平成26年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑等の主なものを申し上げますと、「青果市場での取扱高の減少について、主要因をどのように認識しているか。また、今後の運営について、どのように考えているの

か」との質疑に対し、「取扱高の減少の主な要因につきましては、人口減少に伴う食料消費量の減少、また、生産者の直売所などへの持ち込みや店舗との直接取引など、流通市場での変化が主な要因であると考えております。また、今後の運営につきましては、取扱高の維持、増加に努力する一方、公設卸売市場のあり方について検討すべき時期に来ているものと考えております」との答弁がございました。

また、議案第4号平成26年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）、議案第8号平成26年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、議案第9号平成26年度防府市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第10号平成26年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第11号平成26年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第2号）については、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、7議案とも全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、本委員会に付託されました7議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの各常任委員長の報告に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第4号から議案第11号までの8議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号から議案第11号までの8議案については、原案のとおり可決されました。

市長施政方針演説

○議長（安藤 二郎君） これより市長の施政方針演説を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 本日ここに、平成27年度予算案をはじめ諸議案を御審議いただくに当たり、諸施策の概要について御説明申し上げます。

私は、昨年5月の市長選挙において、「安全で美しいふるさと」をつくるという目標を掲げ、重点施策として6つのK、「環境、教育、観光、高齢者福祉、子育て支援、活性化対策」の充実を訴え、5期目の市政をお預かりすることになりました。このことは、これまで4期16年の市政運営を評価していただき、今後も引き続きしっかりと本市のかじ取りをしていくようにという市民の皆様のとおり御意思であると重く受けとめ、引き続き、「一日一日が任期」、「市民が主役の市政」との思いを忘れず、一生懸命働いてまいり所存でございます。

また、市政の最重要課題の一つとして位置づけてまいりました行財政改革につきましては、市民の皆様のご理解・ご協力のもと、平成13年度からいち早く着手したさまざまな取り組みの効果により、県内でも上位の財政の健全性を堅持しながら、大型事業である市街地再開発事業や新体育館建設事業、小・中学校施設の耐震化、新廃棄物処理施設の整備などを実現させてまいりました。

今後も、時代の要請や新たな行政課題、多様化・複雑化する市民ニーズに迅速かつ適切に対応していくため、聖域なき行財政改革をさらに推し進めてまいります。

平成27年度の予算につきましては、豊かな自然と千年のときを越えて息づく歴史や文化などの本市の魅力を発信するとともに、この魅力ある「ほうふ」を次世代へ引き継いでいくため、参画と協働による「安全で美しいふるさとづくり」を推進するための予算編成を行ってまいりました。

編成に当たりましては、市民の皆様にご身近な安心・安全なまちづくりを基盤として、教育・観光・子育て支援・活性化などを最重要施策として位置づけるとともに、NHK大河ドラマ「花燃ゆ」の放送により、主人公御夫妻のゆかりの地として本市が全国から注目されることから、これを絶好の機会と捉え、本市の自然や歴史、文化などの魅力を全国に発信するための取り組みの強化や全国から来訪される多くの方々をおもてなしの心でお迎えする態勢の充実を図るための諸施策に配慮したところでございます。

この結果、平成27年度当初予算規模は、一般会計につきましては、前年度予算比3.4%増の410億8,500万円といたし、特別会計につきましては、企業会計も含めた総額で、前年度予算比13.2%増の529億800万円余りの予算規模としております。

以下、平成27年度の重点施策につきまして、市政運営上の最上位の計画である第四次防府市総合計画のまちづくりの大綱に沿って、順次、その主なものについて御説明申し上げます。

大綱の第1は、「自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり」についてであります。

まず、環境保全対策につきましては、地球温暖化防止への取り組みといたしまして、住宅用太陽光発電システムの設置に対する助成を引き続き行ってまいります。

また、遊休市有地や市有施設の貸し付けにより、太陽光発電事業を推進するとともに、災害時には避難場所等となる右田中学校にグリーンニューディール基金事業を活用して太陽光発電設備等を整備してまいります。

次に、循環型社会の形成につきましては、新たに整備した廃棄物処理施設において、運営事業者と緊密な連携を図り、バイオガスの生成による高効率発電や焼却灰のセメント原料化等の環境に優しいごみ処理を行ってまいります。

また、新たなごみの分別収集が市民の皆様の生活の中により一層定着したものとなるよう、パンフレットの配布や出前講座などを開催するとともに、新施設での見学者の積極的な受け入れやイベントの開催などの啓発活動に努め、ごみ減量化や資源の有効利用を進めてまいります。

環境衛生につきましては、犬や猫の飼育限度を超えた繁殖を抑制し、市民の皆様の快適な生活環境を確保するため、新たに不妊去勢手術に対する助成制度を創設いたします。

次に、消防・救急体制の充実につきましては、老朽化した消防緊急通信指令施設を高機能消防指令センターに更新し、迅速で確実な情報通信体制を確保してまいります。

学校等に設置しておりますAEDにつきましては、使用時における利便性を高めるため、屋内から屋外への移設を進めてまいります。

次に、防災対策につきましては、土砂災害等を想定した防災訓練や講演会の開催により、防災意識の高揚を図るとともに、出前講座や市広報、コミュニティFMなどを活用した防災知識の普及を図ってまいります。

津波対策につきましては、防府市津波避難計画において、津波による浸水が想定される地域でワークショップ等を開催し、地域津波避難計画の策定を支援することにより、被害の軽減を図ってまいります。

また、同報系防災行政無線の放送が聞き取りづらい地域の方々にも確実に情報を伝達するため、放送内容を確認できるテレホンサービスを実施いたします。

次に、治山・治水対策につきましては、河川や海岸保全施設などについて、必要な整備や維持管理に努めるとともに、老朽化した排水機場を更新するための基本設計などを実施してまいります。

また、向島地区の排水対策といたしまして、ポンプ場の建設工事に着手いたします。

昨年度に創設いたしました雨水の一時貯留・浸透施設設置に対する助成制度につきましては、対象区域を市内全域に拡大し、より一層普及を図ってまいります。

次に、交通安全対策につきましては、交通安全運動を展開するとともに、幼児や高齢者を対象とした実践・体験型の交通教室等を開催するなど、交通安全意識の一層の高揚を図ってまいります。

道路の交通安全対策事業につきましては、防護柵や注意喚起路面標示、歩道拡幅などの整備を促進し、歩行者や自転車等の交通弱者が安心して通行できる環境を確保してまいります。

次に、消費生活対策につきましては、引き続き市消費生活センターの機能や消費者相談業務の充実を図るとともに、消費者の自立支援のため、消費者教育の推進に努めてまいります。

大綱の第2は、「健やかな日々と地域のぬくもりにみちたまちづくり」についてであります。

まず、健康づくりの推進につきましては、市民の皆様の健康に対する意識の向上を図り、健康寿命延伸の観点から生涯を通じた健康づくりを実現するため、これまでの施策の検証や見直しを行い、「健やかほうふ21計画（第2次）」を策定いたします。

次に、疾病予防の推進につきましては、がんの早期発見・早期治療を図るため、新たに複数のがん検診を受診できる総合検診を10月の土曜日に実施するとともに、乳がんの集団検診時にあわせて大腸がん検診を行う複合検診を実施するなど、市民の皆様が受診しやすい環境を整備し、受診率の向上に取り組んでまいります。

感染症の予防につきましては、風疹の抗体検査の結果、十分な抗体がないと判明した方のうち妊娠を希望される方などを対象として、風疹予防接種費用の一部を助成いたします。

出産環境の確保につきましては、妊婦や乳幼児の健康診査や市内の産科医を確保するための支援などを引き続き実施し、子どもを安心して産むことができる環境の整備に取り組んでまいります。

次に、子育て支援サービスの充実につきましては、県内の市では初めて、所得制限を設けることなく、小学生の医療費の自己負担額を無料にする助成制度を創設し、これまでの乳幼児医療費助成制度と合わせて、子育て家庭の医療費負担の軽減と子どもの保健の向上に、より一層努めてまいります。

保育サービスの充実につきましては、新たな子ども・子育て支援制度の開始に伴い、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、認定こども園や幼稚園、保育所を通じた給付や地域型保育事業を着実に実施してまいります。また、防府市子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育や地域こども・子育て支援事業を提供する体制の整備を進めてまいります。さらに、多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育所

や幼稚園などの保育料の全部または一部を助成してまいります。

留守家庭児童学級につきましては、対象児童を小学校6年生までに拡大するとともに、松崎小学校、華城小学校並びに右田小学校に設置されている学級をそれぞれ増設いたします。

次に、高齢者福祉の充実につきましては、第七次防府市高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

また、今後増加する認知症高齢者やその御家族を支援するため、地域における見守り体制の強化を図るための認知症サポーター養成講座や認知症セミナーなどを開催いたします。

次に、本年10月17日から山口県で開催されます「第28回全国健康福祉祭やまぐち大会 ねんりんピックおいでませ！山口2015」につきましては、本市において、剣道交流大会と健康マージャン交流大会を開催いたします。おもてなしの心を持って、円滑で安全な大会運営に努めてまいります。

障害者福祉の充実につきましては、職業訓練や社会訓練により一般企業への就労を目指す障害者就労ワークステーションにおいて、本年度は、雇用対象者に精神障害者の方を加えるとともに、雇用者数を増員いたします。

次に、低所得者福祉の充実につきましては、新たに生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業、住居確保給付金事業等を実施し、生活困窮者の自立を支援してまいります。

国民健康保険事業につきましては、疾病の予防と早期発見・早期治療による被保険者の健康の保持増進を図るため、特定保健指導の自己負担額の無料化や人間ドック利用の助成を引き続き行ってまいります。

また、糖尿病による腎症が重症化することを予防するため、新たにレセプトデータを活用した保健指導を実施いたします。

医療費の適正化につきましては、ジェネリック医薬品の普及啓発を図るため、ジェネリック医薬品に変更した場合に軽減できる自己負担額の差額の通知を引き続き実施してまいります。

大綱の第3は、「豊かな心の育みと文化の薫りにあふれるまちづくり」についてであります。

まず、学校教育につきましては、「教育のまち日本一」を目指し、学校の教育力の向上と家庭・地域との連携の強化を図り、次世代を担う子どもたちを育成するための諸施策を積極的に展開してまいります。

市内全小・中学校において、各学期に1回、実施しております土曜授業につきましては、地域の豊かな社会資源を活用し、本年度から月1回程度実施してまいります。

また、コミュニティ・スクールの充実に努めるとともに、「菅公みらい塾」の講座回数の増加と内容の充実を図り、「地域ぐるみの教育の推進」に取り組んでまいります。

次に、小中一貫教育につきましては、富海小・中学校において、市内全域から児童・生徒を募集し、英語教育を充実させた教育に取り組んでまいります。

また、学校支援員を指導する特別支援教育推進員の配置やスクールソーシャルワーカーの増員などの学校への支援を強化し、「知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進」をはかってまいります。

さらに、安心・安全な学校給食の提供や学校司書による読書活動の推進、学校保健事業による児童・生徒の健康管理など、「安全・安心で質の高い教育環境づくりの推進」を図り、市民の皆様から信頼される学校づくりに努めてまいります。

学校施設の耐震化につきましては、全ての耐震補強工事を計画どおり、本年度で完了いたします。また、老朽化の進んでいる施設の改築につきましては、西浦小学校、右田小学校、桑山中学校の改築工事を実施するとともに、勝間小学校、中関小学校、大道小学校の基本設計・実施設計等を進めてまいります。

次に、向島公民館につきましては、災害時に避難場所等となりますことから、安心・安全のための整備が必要な施設として、本年度は建設工事に着手いたします。

放課後子ども教室推進事業につきましては、昨年度に引き続き実施する佐波、牟礼、華城、松崎、中関、玉祖、大道、新田、小野、右田の10地区に加え、新たに2地区の開講を進めてまいります。

また、本年7月28日から開催される「第23回世界スカウトジャンボリー」につきましては、本市では8月3日から5日までの3日間に、関係機関・団体と連携して、歓迎行事や学校訪問、社会見学等の地域プログラムを実施いたします。

次に、スポーツの振興につきましては、サッカーグラウンド建設協議会を設置し、候補地の選定をはじめとした協議を行ってまいります。

文化・芸術の振興につきましては、山頭火を顕彰し、その業績を全国に発信するとともに、人々の交流を生み出す施設として、山頭火ふるさと館の整備を進めてまいります。

次に、文化財の保護・継承につきましては、国指定史跡萩往還関連遺跡宮市本陣兄部家において、史跡としての価値を後世に伝えるため、建物の復元を含めた整備基本計画を策定いたします。

国指定史跡萩往還関連遺跡三田尻御茶屋英雲荘につきましては、史跡の復旧と環境整備

のため、庭園修復に向けた実施設計を進めるとともに、大河ドラマ「花燃ゆ」にゆかりのある施設として観覧者の増加が見込まれることから、本年中は休館日である月曜日も開館するなど、受け入れ態勢の充実を図ってまいります。

大綱の第4は、「産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり」についてであります。

まず、農業の振興につきましては、新規就農者が行う農地や機械の整備等に対する本市独自の助成制度を創設し、担い手の育成と地域への定着を図ってまいります。

次に、農業経営基盤の強化につきましては、農地中間管理事業により、担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、集落全体での農業経営の転換に向けた組織化を推進してまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、農作業の効率化とコスト削減による生産性の向上を図るため、引き続き下津令地区の圃場整備を進めるとともに、新たに上田・真鍋地区の圃場整備に向けた調査・設計を行ってまいります。

次に、水産業の振興につきましては、漁業後継者の確保と育成を図るため、ニューフィッシャー確保育成推進事業により、経営を開始した就業者に対し、経営自立化の支援を行ってまいります。

水産基盤の整備につきましては、老朽化した漁港施設の長寿命化を図るため、本年度は野島漁港、向島漁港並びに牟礼漁港について、機能保全計画の策定や機能保全工事などを実施してまいります。

また、漁港海岸堤防の老朽化対策といたしまして、西浦漁港海岸の防潮堤の実施設計や富海漁港海岸の老朽化対策計画の策定を行ってまいります。

水産総合交流施設「潮彩市場防府」につきましては、水産振興や観光振興等により地域活性化を図るとともに、地域産業振興と情報発信の拠点として必要な整備を行ってまいります。

次に、企業誘致につきましては、「防府テクノタウン」への企業立地を促すため、大和ハウス工業株式会社との協力協定書に基づき、引き続き県や関係機関と連携して積極的に取り組んでまいります。

商店街や中心市街地の活性化につきましては、集客力や回遊性を向上させるため、「まちづくり防府」や商店街、関係団体と連携した防府らしい街なかイベントを開催するとともに、空き店舗対策を実施してまいります。

また、創業への支援につきましては、「防府市創業支援事業計画」に基づき、関係機関と連携した事業を推進するとともに、相談窓口の利用促進を図ることにより、新たな創業

者の支援と創業後のフォローアップを行ってまいります。

さらに、商業地域とその周辺の近隣商業地域を対象とした新たな取り組みといたしまして、まちなか店舗リフォームに対する助成制度を創設するとともに、住宅リフォーム助成事業を引き続き実施し、市内のリフォーム関連企業や商業・各種サービス産業等の活性化を図ってまいります。

次に、観光の振興につきましては、大河ドラマ「花燃ゆ」の放送を契機に、新たな観光スポットとして開館いたしました「ほうふ花燃ゆ大河ドラマ館」をはじめとした、主人公御夫妻の足跡や幕末・明治維新に関する観光スポットの魅力をテレビや雑誌などさまざまな媒体により積極的に発信してまいります。また、それらをめぐる「ほうふ花燃ゆ周遊バス」を運行するとともに、ボランティアガイドを配置するなど、全国から来訪される多くの方々に「おもてなしの心」でお迎えする態勢の充実を図ってまいります。

市内定期観光バスにつきましては、大河ドラマ館の志士闊歩入場券を活用したコースを取り入れるなど内容をリニューアルするとともに、本市の旬の見どころを堪能できるよう、おおむね1カ月ごとに周遊コースを変更して実施してまいります。

大平山山頂公園につきましては、ロープウェイの廃止を決定したところでございますが、引き続き公園利用者の増加に向け、公園の魅力の向上を図るとともに、つつじまつりなどのイベント開催時には、山麓駅駐車場と山頂公園駐車場の間でシャトルバスを運行してまいります。また、バスが通行いたします大平山農道につきましては、一般車両の安全運転の啓発や道路環境の整備を行ってまいります。

次に、労働環境の向上につきましては、商工振興課の窓口などにハローワークの求人情報閲覧システムを導入し、雇用・就業に係る情報の提供に努めるとともに、本市に進出が予定される企業への積極的な地元採用のお願いをしてまいります。また、雇用の安定に係る各種の相談や研修を引き続き実施するなど、市内の中小・地場企業に勤務する若者の職場定着を支援してまいります。

次に、競輪事業につきましては、本年4月の特別競輪「第31回共同通信社杯」やF I競輪の開催に当たり、場外発売場の確保に努め、車券販売金収入の増加を図るとともに、開催経費の削減により収益増を目指してまいります。

大綱の第5は、「都市のうるおいと生活空間の快適さのあるまちづくり」についてであります。

まず、国道の整備促進につきましては、富海地区の国道2号の4車線化工事の進捗にあわせまして、関連事業として排水路改良工事や水路改修測量調査設計を実施してまいります。

次に、街路事業につきましては、県事業でございます都市計画道路環状1号線と戎町迫戸線の整備事業の早期完成に向けて、引き続き関係機関に強く要望してまいります。

市道の新設、改良事業につきましては、市道下河内中河内線の整備に着手するとともに、県事業により整備される都市計画道路環状1号線と接続する市道新橋牟礼線を引き続き整備してまいります。

公共交通につきましては、路線バスの運行補助を引き続き行い、市民の皆様の身近な移動手段としての路線の維持、確保を図るとともに、新たな交通サービスとして、切畑地区においてデマンドタクシーの実証運行を開始いたします。

次に、水道事業につきましては、「防府市水道ビジョン」に沿って、信頼性の高い水道を次世代に継承していくための施策の柱となる「安心・快適な給水の確保」、「運営基盤の強化とお客サービス向上」、「災害対策の充実」、「環境対策の強化」等を一層進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、衛生的で快適な生活環境を確保するため、既に布設された管渠の長寿命化対策工事や西浦、牟礼、富海方面への管渠の布設工事を引き続き行うとともに、大道方面への管渠布設実施設計に着手してまいります。

次に、住宅環境の整備につきましては、高齢者世帯と子育て世帯の交流を促し、家庭内教育の向上、子育て支援、高齢者の孤立防止などのためにも、三世代同居や近居などに向けた住宅基本構想を策定してまいります。

また、住宅の耐震化につきましては、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修費の助成を引き続き実施してまいります。

次に、空き家対策につきましては、市民の皆様の生活環境の向上のため、空き家の実態調査を行い、「(仮称)空き家等対策計画」を策定してまいります。

「歴史を活かしたまちづくり」につきましては、第2期の宮市・三田尻地区の都市再生整備計画事業といたしまして、今市地区と松崎地区の歴史的まち並みや景観に配慮した電線類地中化工事等を実施してまいります。

次に、水辺空間の整備につきましては、国のかわまちづくり支援制度を活用し、佐波川総合堰から下流域の佐波川河川敷並びに周辺の整備を行ってまいります。本年度は、桜本児童遊園と桜つつみ公園の整備工事を実施いたします。

公園の整備につきましては、遊具点検や監視員等の体制を充実させ、安心・安全な遊具の維持管理に努めるとともに、華浦公園に複合遊具を設置するなど整備工事を行ってまいります。

大綱の第6は、「自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり」でございます。

まず、中山間地域の振興支援につきましては、富海地域において、国の地域おこし協力隊制度を導入し、地域や支援団体と一体となった地域おこしの活動を支援するとともに、小野地域の将来計画「地域の夢プラン」の策定を支援してまいります。

市民の皆様の市政への参画と協働につきましては、「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」において、市民の皆様の参画のもと、協働事業提案制度の制度化に向けた検討協議を行い、参画と協働をさらに推進してまいります。

次に、本市の行政運営を進める上での最上位計画である「第四次防府市総合計画」につきましては、本年度に中間年度を迎えますことから、施策の方針や目標値などを見直すとともに、新たに重点プロジェクトを盛り込んだ基本計画の改訂版を策定してまいります。

また、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市の少子化と人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、昨年12月に私を本部長とする「防府市まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、全庁的な施策の推進を図ることにしたところでございます。本年度は、学識経験者等で構成する専門部会等の御意見をいただくとともに、議会にもお諮りしながら、「（仮称）防府市人口ビジョン」と「（仮称）防府市地域創生総合戦略」をできる限り早い時期に策定してまいります。

次に、「防府市行政経営改革大綱推進計画」の重点取組項目である公共施設のあり方につきましては、「防府市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、公共施設の統廃合や複合化など施設再編に関する用途別の方向性等を取りまとめる「（仮称）防府市公共施設再編計画」を策定いたします。

市所有建築物の耐震化につきましては、本年度は、非木造で2階建て以上あるいは200平方メートル以上を超える旧耐震基準で建築された建築物等のうち、これまで耐震診断を受けていない建築物等について第1次耐震診断を実施いたします。

市庁舎の建設につきましては、さまざまな立場から庁舎建設・整備に係る具体的な御意見をいただく「（仮称）庁舎建設基本計画検討委員会」を設置するとともに、基本計画の策定に着手してまいります。

効率的な組織機構の構築につきましては、「防府市地域創生総合戦略」などを策定するため、総合政策課内に「地域創生総合戦略室」を設置するとともに、空き家に関し、市民の皆様にわかりやすい相談窓口として、生活安全課内に「空き家等対策室」を設置いたします。

以上、平成27年度の予算に基づく事業の概要について御説明申し上げます。

現在、国においては、我が国が直面する喫緊の課題である地方創生・人口減少克服に対して「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、国と地方が連携して取り組む必要があ

りますことから、地方自治体に対し、地域の特性に即したまちづくりや施策をみずから考え取り組むよう求めております。これを受け、私は、先ほど申し上げましたとおり、昨年12月に「防府市まち・ひと・しごと創生本部」をいち早く立ち上げ、庁内協議を始めておまして、「防府市地域創生総合戦略」等をできるだけ早い時期に策定してまいりたいと考えております。

また、私は、国の「教育再生実行会議」の中の生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創生のための教育のあり方を検討する分科会委員に就任しており、市民の皆様にもっと近い基礎自治体の首長として、これまで他市に先駆けて取り組んでまいりました本市の教育施設や活性化対策、また、これから取り組むべき新たな施策についての私の考え方などを提言しているところでございます。

地方自治体を取り巻く環境は、まことに厳しいものがあり、本市がみずからの力で課題を克服し、今後も未来に向けて発展を続けていくためには、足腰の強い自治体運営を行っていくことが不可欠であることは申すまでもございません。私は、今後も聖域なき行財政改革を断行し、確固たる行政基盤を築き上げ、市民の皆様が「学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府」と自信と誇りを持っていただけるふるさとをつくるため、全力を傾けて取り組んでまいり所存でございます。市民の皆様のさらなるお力添えを心からお願い申し上げます。

最後に、来年市制施行80周年の節目を迎える防府市にとりまして、本年は、豊かな自然環境を生かしての企業進出や雇用の場の確保、歴史を生かしての観光振興や交流人口の増加等の課題解決のため、極めて重大な1年であると強く認識しております。市民の皆様と議員各位の御理解、御協力を賜りながら、全職員とともに、層一層の使命感を持ち、この魅力ある防府市を次の世代に引き継ぐことができるよう積極果敢に取り組むことをお誓い申し上げ、平成27年度の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの施政方針演説に対する質問につきましては、一般質問に含めてお願いいたします。

したがって、この質問の要旨は、本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いいたします。

議案第12号防府市子ども・子育て支援事業計画について

○議長（安藤 二郎君） 議案第12号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 1 2 号防府市子ども・子育て支援事業計画について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法第 6 1 条第 1 項の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める計画を定めようとするものでございます。

この計画は、計画期間を平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 年間とし、家庭を築き、子どもを産み育てる人々の希望がかなえられるとともに、子育ての喜び、楽しさを感じることができ、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現するための取り組みを示したものでございます。

計画の内容といたしましては、「子どもの輝く笑顔 夢を育むまち 防府」を基本理念として、本市の子ども・子育てを取り巻く現状や市民の皆様のニーズを把握した上で、計画期間における幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援の需要量、確保の方策並びに実施時期などの需給計画を中心に定めたものでございます。

また、この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画として定めている防府市次世代育成支援行動計画を引き継ぐ計画としても位置づけており、これまで進めてきた取り組みを継承することとしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 1 2 号については、教育厚生委員会に付託と決しました。

議案第 1 3 号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 1 3 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第13号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、非常勤の職員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務並びに公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務を共同処理する団体に柳井市を加えることに伴い、関係地方公共団体と協議して、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約を変更することについてお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

議案第14号防府市留守家庭児童クラブ設置及び管理条例の制定について

○議長（安藤 二郎君） 議案第14号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第14号防府市留守家庭児童クラブ設置及び管理条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、本市の児童館において運営しております留守家庭児童クラブについて、公の施設として位置づけ、適正な管理・運営を実施するため条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、留守家庭児童クラブの保育日、保育時間、保育料等について定め

るものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第14号については、教育厚生委員会に付託と決しました。

議案第15号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（安藤 二郎君） 議案第15号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第15号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布による関係法令の改正に伴い、本市の関係条例について所要の改正をするための条例を制定しようとするものでございます。

まず、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、教育委員会制度改革により、平成27年4月1日以降に任命される教育長の身分が常勤の一般職から常勤の特別職へと変更され、職務に専念する義務が法律に規定されたことに伴い、教育長の職務に専念する義務の特例について規定するため所要の改正をするものでございます。

次に、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございますが、教育委員会制度改革により、教育委員会委員長職が廃止されることに伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、防府市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございますが、教育委員会制度改革により、平成27年4月1日以降に任命する教育長については、教育委員会の委

員から任命しないこととなりますので、教育委員会の委員に関する規定について所要の改正をするものでございます。

次に、市長等の給与に関する条例、防府市旅費支給条例及び防府市職員退職手当支給条例の一部改正並びに防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止についてでございますが、教育公務員特例法の改正により、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の根拠規定が削除されたため、同条例を廃止し、市長等の給与に関する条例、職員の退職手当支給条例及び防府市旅費支給条例により、教育長に給与等を支給することができるようにするものでございます。

次に、防府市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条文整備を行うものでございます。

なお、防府市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正を除く、その他の条例改正につきましては、平成27年4月1日以降に任命する教育長について適用するものであり、現在の教育長の教育委員会の委員としての任期中につきましては、これらの条例の改正前の条例は、なお効力を有するものとしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第15号については、教育厚生委員会に付託と決しました。

議案第16号防府市図書館設置条例の全部改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第16号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第16号防府市図書館設置条例の全部改正について御説明申し上げます。

本案は、防府市立防府図書館の適正な管理運営を図るため、条例の改正をお願いするも

のでございます。

条例の主な内容でございますが、図書館の目的、設置、事業、休館日、開館時間等を定めるとともに、平成28年4月からの指定管理者制度の導入を目指し、本年4月から導入に向けた準備を予定していることから、指定管理者による管理、指定管理者の業務等を定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） これ後、私の所属する教育厚生常任委員会に付託されるだろうと思いますので、内容についてはそこでお聞きをいたしますが、ぜひこの場でお聞きしなければならないと思うことがありますので、この条例の10条、あるいは11条で指定管理者ということが出てまいります。指定管理者ということをごですることが、この条例の一つのポイントだろうと思うんですが、市の内部で行政改革という形で、こういう指定管理ということが出てきたんだらうと思うんですが、この図書館の指定管理については、これまでどのような経緯があったのか、それについて行政改革のほうのこととしてお答え願えればと思います。

○議長（安藤 二郎君） 暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいま、質問の趣旨がよく理解されていないようですので、もし、それを詳しく説明されるということであれば、委員会においてしっかり議論されるというのはどうでしょうかと思います。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 図書館というような施設を指定管理にするということは、市の行革の方針というのか、計画の中で進めるのかなというふうに考えますので、こういったものがいつ決まって、どのようにしてこういうふうになってきたのか。それとも担当の部署のほうから、そういうものが発案されて出てきたのか。あるいは市の全体の行革の方針の中で、こういうものが出てきたのか、その経緯についてだけ説明をいただければと思うんですが。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 今回の図書館の指定管理につきましては、前回の行政改革の中で項目としてあったというふうに記憶をいたしております。これ行政内部の中での、言

ってみれば諮問をしたわけでもございませんし、行政内部の中で検討を重ねておりましたし、検討の内容といたしましては、例えば他市では民間事業者に指定管理をしたり、そういった事例もございましたので、そういった検討を重ねながら、教育委員会等とも一緒に協議しながら、今回の結論に至ったものでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 以前に議会のほうに、行政経営改革といいますか、その取り組み事項みたいな形であったと、出てきたと思うんですが、その際に図書館の指定管理というものが項目で上がっておったのかどうか。上がってなかったのではないかという気がいたします。そういった意味で、確認の意味で、その辺の経緯についてお答えをお願いしたいと思ったんですが、もうちょっとそこは明確にならないのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） はっきりした記憶がないので、間違っていたら御無礼を、御容赦いただきたいというふうに思っておりますが、たしか私の記憶では、委託可というふうな内容から始まっておったというふうに考えておりますが、これは先ほども申し上げましたように、行政内部の中で考えておりますので、議会のほうには報告はいたしておりません。

○議長（安藤 二郎君） それでは、委員会でもう少し詳しく説明をするようにお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第16号については、教育厚生委員会に付託と決しました。

議案第17号防府市行政手続条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第17号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第17号防府市行政手続条例中改正について御説明申し上げ

げます。

本案は、行政手続法の改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政指導の根拠等の提示義務、行政指導の中止等の求め及び法令違反の事実を発見した場合の処分等の求めについて規定し、並びに条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 本条例改正は、行政不服審査法関連3法案の成立によりまして、いわゆる行政関連3法案の成立に伴い、行政手続法の一部を改正する法律が成立したことによるものであらうと思えます。

この議案参考資料の87ページで、行政指導の方式という形で明確に行政指導に係る事項を示さなければならないというふうにされているということ、それから新たに35条で、行政指導の中止等の求めというような条文がここに入るということ、それから新たに第5章をつくり、その中で36条で処分等の求めというものをつけ加える、こういった形で国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備するものだということで評価をし、賛成をいたします。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

議案第18号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第18号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第18号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、職員等の給与の改定についてお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておるとおりでございますが、人事院の勧告による国家公務員給与の改定に準じ、単身赴任手当につきまして、月額を3万円へと段階的に増額し、距離加算の限度額を7万円を超えない範囲内とするもの及び再任用職員についても単身赴任手当を支給することとするもの、管理職員特別勤務手当につきまして、週休日等以外の日の深夜に勤務する必要がある管理職員に対し支給することとするもの、一般職の職員の勤勉手当につきまして、6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ同じ割合とするもの並びに所要の改正といたしまして、議員、市長等の特別職及び教育長の期末手当の支給割合について、職員の勤勉手当の改正に伴い改正するもの及び通勤手当につきまして、通勤のために交通機関を利用してその運賃を負担する者等のうち、通勤距離が片道2キロメートル未満である者を対象から除外するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

議案第19号防府市職員退職手当支給条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第19号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第19号防府市職員退職手当支給条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国家公務員に準じて、本市職員の退職手当について、退職勸奨制度を廃止し、早期退職者の募集及び認定制度を導入するため所要の改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 参考資料で示されております新旧対照表を見ます限り、条文整備であろうというような、なかなか込み入っておりまして、読み込むのが大変なんです。それをのぞくと125ページに退職の理由の記録、第5条の5という形で記録を定めると、退職の理由について記録を定めるといふようなことが新たなことであるのと、それから129ページの8条の2で、定年前に退職する意思を有する職員の募集等ということになって、これがいわゆる先ほど市長が言われた早期退職者の募集及び認定制度ということになると思うんですが、ちょっとお聞きをしたいのが、国のほう、国家公務員に準じてという形ではありますが、国家公務員については、平成25年6月1日に新たな早期退職募集制度が導入されるというふうには、調べますとなっております。25年の6月1日ですが、それから考えると1年半おくれてスタートさせるような形になるわけですが、この新しい早期退職者の募集及び認定制度というものについて、組合との労使合意というものはできておるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 国の制度と市の制度の違いというのが1年半にわたってあったわけですが、市の制度、今この数字の中で見ていただくとわかりますように、早期退職の場合の割り増しというものがございまして、市の制度は100分の2であったと、国の制度は100分の3であったというところで、市としては国に準ずるという考え方を基本的には持っておりますけれども、いわゆる市の支出につながるということで、組合との交渉を続けておりました。

しかし、実際に勸奨すべき対象が減ってきたということ、そういうことから組合との交渉の結果、国に準ずる形で上程をするということで決着をしたものでございます。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

議案第20号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第20号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第20号防府市職員退職手当支給条例及び防府市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額を改定しようとするものでございます。

市長及び副市長の退職手当につきましては、2月4日に特別職報酬等審議会から受けました答申を尊重し、支給額の水準を平成24年6月以前の金額から10%程度減額したものとするとともに、退職手当の算出の根拠となります計算方法を、県内をはじめ、多くの自治体で採用されている方法に改定するものでございます。

また、常勤の監査委員及び教育長の退職手当につきましても、特別職報酬等審議会の答申の趣旨に準じ、市長及び副市長と同様に支給額及び計算方法を改定するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。松村議員。

○23番（松村 学君） 確認をさせていただきたいと思います。

このたびは、前回、この報酬審議会の会議録をいただきたいということでしたけども、

全て、委員のいろんなものが真っ黒で、マジックで塗り潰されて、全くわからない状態の中で、議会の考えを示すという形で、前回の結果に至ったわけであります。

この会議録を見まして、前回の報酬審議会の諮問書及び答申書のコピーというものも配付されて、いろんな資料も多分配付されたんであると思いますけども、そういったもので議論がされてると思いますが、ここで誤解のあるような内容もありましたけども、我々は前回、全く報酬審議会の議論した内容がわからない状態で議決を行ったと。

それに対して会長さんが申されてますけど、いろいろ審議、検討されて答申したものが議会で否決されているということですよ。ということが最終的に大変残念だったというような議論になってるんですけども、これについては我々、知るよしもなかったわけですから、この方々の意見を全く知らないよ。できましたら我々もお聞きしたいなというふうに思っておるところでございます。

今回、我々、これ今、議事録いただけてますけども、この報酬審議会の今回の諮問書、また答申書、こういったものはまだ受け取ってないわけですけど、ぜひいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 諮問書、答申書については特に、いつでもお配りができると思います。配付してると思ってましたけれども、配付はしてないんですね。大変失礼いたしました。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○23番（松村 学君） 私の不手際でした。申しわけないです。それにはいろんな答申、この答申結果が出るに至った理由等も全て記述されてるんですか。そこだけ確認させてください。皆さん、御存じかもしれませんけど。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） どの程度書かれていれば、書かれているというのかわかりませんが、基本的には書いてあるというふうに理解しております。（「内容、教えてもらえませんか」と呼ぶ者あり）

諮問書、答申書は結局お配りしてるんですか、してないんですかね。（「してます」と呼ぶ者あり）お配りしてます。できればそれを見ていただきたいとは思いますが、読み上げましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）諮問書です。

防府市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、議員の報酬の額、市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに教育委員会の委員（教育長を除く。）、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の委員並びに非常勤の監査委員の報酬の額について、貴

審議会の意見を求めます。

このうち、市長及び副市長の退職手当に関しては、平成24年6月市議会定例会にて議員提案により市長、副市長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者及び教育長の退職手当を大幅に減額する内容の防府市職員退職手当支給条例改正案が可決され、施行されました。その後、平成25年2月6日の貴審議会で答申いただいた内容を踏まえた同条例改正案を平成25年3月市議会に提出しましたが、否決されたところです。しかしながら、現行の防府市職員退職手当支給条例については、同条例の改正の手段を含め種々議論もあることから、改めて市長及び副市長の退職手当の額について御審議をお願いするものです。

これが諮問ですね。（発言する者あり）今読んだ内容で御理解いただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○23番（松村 学君） 今の内容では、結局どういったポイントによって、前の退職金のあり方になっていくのかということがわからないんですよ。

もう一つお聞きしたいんですけども、この退職金につきましては全国的に、行政の特別職の退職金については、かなり全国で辞退をしたり、条例改正で減額したり廃止したりする方向が多数あるわけですけど、そういった資料というのは、この報酬審の委員の皆さんには配られなかったんでしょうか。市議会の議事録は配られたのではないかと。この文書を見る限り、そういうふうに判断しますけども、配付した資料、どういったものがあるのか、それも確認の意味でお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 配付資料もインターネット上で公開してるとは思いますが、まず報酬審ができた経緯、報酬審が設置された経緯、それから特別職の報酬等の改定の経緯、それは特別職に限らず議員報酬も、いろんな委員さんの報酬も含めてでございますが、これまでの経緯ですね。数字的なものでございます。

それから、市の会計状況の決算状況。それから類似団体、85団体における報酬等の状況。それから退職手当の状況。それから、これも非常勤職員につきましても同様の資料。それから議会の県内での開催状況。それから退職手当の制度、防府市の退職手当の制度がどういうふうになってきたかという資料。それから市長、副市長の退職手当の額の推移、県内の各市の退職手当の調べ。それから、先ほど言いました類似団体85市の首長等の退職手当の調べ。それから市長、副市長の退職手当の算出方法。それから退職手当の法的な性格。それから平成24年6月議会における市長等の退職手当及び議員報酬に係る経緯。それから、平成25年3月議会における市長等の退職手当の経緯。以上の資料と前回の答

申案、答申でしたか、答申と、それからこれ委員の求めに応じまして、議会での議事録の配付をさせていただいております。

それから、国内であちこちの市で多数、減額なり辞退が行われてるということにつきましては、私どもの調査では、少なくとも類似団体においては、再建団体に近い団体、もしくははなつた団体、それから、市長が公約でみずから要らないと公言をして、公約をして出られた市、そういう市以外は、そういう動きがあるというふうには調べの中にはございません。

○議長（安藤 二郎君） もう一問だけで。（「違う質問です」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○23番（松村 学君） そういった、そちら側の条件設定で資料を提示するというのはおかしいんじゃないかなと思うんですよ。それが今回言いたかったんですけど、そういった数字をきちっと、退職金がなくなったところ、減額してるのところ、そしてなくしたところというのを、そういう数字を対比させて議論しないと、そういった市長さんが要らないと言ってるからというような条件じゃなくて、そういう形で示していかないと、うがった議論になってくるのかなということを指摘させていただきます。

この議事録によりますと、事務局側、つまり市の職員がやってる、それこそ総務部長さんが言うたんかもしれませんが、議員が言われたことですが、例えば議会が議員を2人減らしたんだから、これだけお金が浮いただろうと。そしたら市長もそれだけ減らしたらどうかというような発言が行われておりますと。事前の協議について議長、副議長から市長に対して減額提案してはという申し入れがありました。これは要請ですと、事前協議ではございませんと。

こういった主観的なことをまた事務局が言って、こういう議論を誘発するような形になっておるのではないかなというふうに思うんですけど、本来、報酬審議会会長さんが議事録の中で申されてますけども、議会側でも市長側でもない中立的な見解を出さなくてはならないということを言われてまして、それに対する議論をしようということをおられておるんですけども、前段からこのようなことを言われてしまつては、その後いろいろ見ますけども、委員さんから言われておりますが、議会とは何かにつけて意見が対立するからとか、市長と議会等にはあつれきがあるとか、こういったような発言がされております。

こういう流れの議論では、どうしても主観的な感情が入ってしまう。客観性に欠くような議論になってしまったのではないだろうかというふうに思うわけでありまして、その辺について御感想を述べていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） まず1点、申し上げておかなくてははいけないと思っております。

は、私どもは確かに市の職員として、市長の部下でございます。部下でございますが、これは政策、あるいは施策に関しては、市の決まったことは部下として業務を遂行いたします、全力で遂行いたします。

しかし、これは政策でも施策でもございません。ましてや報酬等審議会というものは、今議員もおっしゃったように、完全に独立した機関というふうに私は認識しておりますので、これを誘導する発言はした覚えはございません。

それから、過去の議事録、特に当初の議事録等見ていただきますと、報酬等審議会は私どもの諮問機関ではないから知らないとか、そういうふうな発言も出ております。そういうふうな形で過去におっしゃったことを事実として淡々として述べたということでございます。

したがって、議会のほうに特に不利になるようなことを発言したつもりは全くございません。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○23番（松村 学君） 意見だけ言いますが、そういった不利になるような発言と言いましたけども、これはどう見ても私にはそういうふうに映ります。はっきり言って、残念だなと。我々は、この報酬審議会の人たちと議論できないわけですよ。あくまで我々が述べたことを見て判断するしかない。だけど、総務部長以下行政職員の皆さんは、こういう方たちと意見を言いながら議論してるわけですよ。

そういったところで僕たち中立性として、だから本来ならば説明員でなくてはいけませんが、説明員じゃなくて、行政側の市長寄りの立場の、市長とか特別職側の意見が言われてるので、非常に中立性が担保できてないんじゃないかということだけは指摘させていただきたいなと思います。また、総務委員会に付託になりますので、しっかり議論していただきたいと思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 御質問いただいてないのに、私がこういうことを申し上げるのは非常に僭越だとは自分でも思います。少なくともこれまでのいろんな議会との協議の中で出てきた言葉というのは、基本的には私が――私がといいますか、事務局で申し上げた内容であったかというふうに私は思っております。

それから、報酬等審議会の位置づけというものについて、皆さん、お考えいただきたいと思うわけでありまして。単純に報酬等審議会について、議論の内容がわからないとか、報酬等審議会のおっしゃってることがわからないとか、あるいは我々が誘導したとか言われ

ますけれども、報酬等審議会の委員さん、御存じのようにメンバー公表されておりますのでおわかりと思いますけれども、非常にフラットにお考えいただいていると思います。中で話が出たのは、市長がどう言おうが、議会がどう言おうが、我々は審議会としての意見をまとめるべきであると。初めは議会は否決するんだからという意見も出ましたけれども、そういうふうなお考えでフラットに審議をされたというふうに思っております。

審議会のほうから私に言われましたのは、審議会の考え方をしっかり議会に伝えてほしいということでした。十分伝わっていると私も思いませんけれども、報酬等審議会がなぜ置かれたかという、そこから話が始まるのではないかと私は思っております。

済みません、長くなりますが、読ませていただきます。（「もういいよ」と呼ぶ者あり）これは制度にかかわる問題だと思っております。報酬等審議会というものを議会が尊重されないということになりますと、この報酬等審議会ということ自体が崩壊してしまうと、そういう危惧があるというふうに私は思っております。これ市長の給与の高が多いとか少ないとかじゃなくて、制度の問題であるというふうに思っております。そこをもう一度お考えいただきたいと思うものであります。（「いいです。よくわかりました。ちょっと言わせてください」と呼ぶ者あり）

○議長（安藤 二郎君） 終わらしましょう。

○23番（松村 学君） 1点だけ。それであれば報酬審議会の議事録、発言者の名前、書いていただきたいです。全部委員です。伏せられてますよ。どこに公平性があるって、報酬審議会の意義があるのか、私にはわかりません。もういいです。これで終わってください。お願いします。質問者が終わりでええと言うんじゃないから、とめてください。（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（安藤 二郎君） いいです。

○総務部長（吉川 祐司君） 大きく誤解があります。私たちが決してるんじゃないんですよ、これは。これは審議会の中で審議会の委員さんが判断をされてることなんですよ。

それで、もう一つ申し上げたいのは、審議会の中で誰が何を言ったかということは問題じゃないんですよ。審議会の答申がどうであるかということなんです。そのプロセスの中身は全部出ていると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） それでは終わります。ほかに。和田議員。

○1番（和田 敏明君） 所管の総務委員会には付託されるんでしょうから、確認だけです。今、もともとの退職金からここまで大幅に数字が崩れてくるということになると、制度そのものに非常に問題があるんじゃないかというふうに考えておりますが、その辺のところ、1点だけお聞かせいただきたいんですが。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 改めて申し上げますが、どちらかに偏った——申しわけない、市長にも申しわけない、議会にも申しわけないと思いますが、どちらかに偏った提案をするつもりもございませんし、意見を言うつもりもございません。我々は事務の担当として、報酬等審議会という制度そのものを憂うものであります。

報酬等審議会が置かれた経緯ですけれども、昭和39年、自治省から出された、自治省の次官通知がございます。

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

何が起こっていたのか私にはわかりません。調べておりません。しかし、報酬等審議会というものの、いわゆる執行部でもない、あるいは議会でもない方の意見を参考に、この報酬は決めるべきであるということが、ここで示されておりまして、これが全国で行われているわけです。今から、それから50年にわたる今日まで、それは脈々と受け継がれて、地方自治体の特別職あるいは議員の報酬を決める一つの指針として機能してきてるわけです。

その報酬審というのは絶対権者じゃございませんので、当然報酬審が出した結論に対して議会が異を唱える、これはあつてしかるべきであると、これは全然否定はいたしません。ただ、それにはそれなりの理由が必要であるということでございます。

特に、こんなこと言うつもりはなかったんですが、議決に対して我々がさお差すつもりは全くなくて、議決は議決として神聖なものであろうというふうに思っております。しかし、議会の議決にある、議決することの責任というものをもう少しお考えいただきたいと思うんです。

報酬等審議会、今回、これがどうなるかというのは、私もまだ結論が出ておりませんので、そこに言及してはいけないとは思いますが、前回、報酬等審議会が出した答申案は否決をされました。今回、もしこれ否決ということに仮になりますと、報酬等審議会そのものが、今後成立するかどうか、そのほうの危惧をするものであります。

来るべき、いずれ起こると思いますが、市長の給与の改定、あるいは議員の報酬の改定の際に、一体何を基準に皆さんは報酬をお決めになるのか、その辺まで少し危惧をしておっしゃれば、それはそのとおりだと思いますけれども、それではもともと報酬等審議会、

置く意味がないわけでございまして、その辺をいま一度お考えいただきたいと思うものでございます。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 今いろいろ議論がありましたが、全国的に首長の退職金については、いろんな議論があるけれども、調査した限りでは、防府市と同等の市では、そんなに進んでいないというお話でありました。

今、私、手元に持っておりますのは、昨年4月号の「自治実務セミナー」、第一法規という、地方自治、あるいは法律に関係する出版物を出しておる第一法規が出しております「自治実務セミナー」という雑誌が、月刊の雑誌がありますが、その昨年4月号で、その前から入門講座というんで自治体の首長ということで、大森彌という東京大学名誉教授の方が、ことしの2月まで続きましたが、首長論をずっと連載をしております。昨年の4月号が、首長の給与・退職手当ということで、退職手当についてこういう議論があるということを紹介をされております。

その中で例えば、これちょうどそのころ東京都知事が退職をしましたので、東京都知事の退職金と総理大臣の退職金を比較し、同じ4年間で総理が521万円で、都知事が3,697万円という額の差を、当然とするか不自然と見るか検討の余地がありそうである。あるいは知事や市区町村について、地方自治法が常勤かどうかは決めていないにもかかわらず、どうして給与及び旅費を支給しなければならないのか、それ自体が問題となし得る。しかし、自治体では特別職職員の給与に関する条例によって首長の給与を定めていると。給与の面で首長職には特別の配慮をしていると言える。その典型が退職手当であると。

最後のところでは、知事への退職金支給は法的根拠に基づくものではあるが、戦前に常勤職の国の官吏であった知事が、戦後改革で公選職に変わったにもかかわらず、退職金支給の当否はほとんど検討されることなく、当然のように存続してきた面を否定できない。財政難が続き、住民の厳しい監視の目が向けられるようになった現在においては、4年の任期ごとに相当高額の退職金を受け取ることに對して、普通の住民の感覚からは強い違和感や疑問が拭えず、社会的批判が高まってきていると言える。

こういう形で書いてあるんですが、しかし、この文書をよく見ると、中ほどに、退職金は本質的には賃金の後払いとされ云々という形で、退職金を4年間に割り戻しして、それを言ってみれば給与にするというような、そういった考え方も示されております。

そこで、今回は退職金は退職金、給与は給与で分けて検討をされたようですが、その2つをリンクして検討するという議論が報酬審議会でされたのかどうか。4年間の総収入額というような形でリンクされて、そういうことを検討されたのかどうか、その辺について

てお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 委員会として総額でどうのこうのという議論までは行っておりません。ただ委員さんの御意見として、議事録にあるとは思うんですけども、市長の退職手当含めて、ならしたらひとつこのぐらいになるねと。それは全国に比べたらやっぱり少ないねという議論には、そういう意見は出ました。それ自体を総合的にどうしようかという議論にはなっておりません。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第20号については、総務委員会に付託と決しました。

ここで昼食のため13時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第21号防府市手数料条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第21号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第21号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、農地法の改正により、農地台帳に記録された事項を公表するものとされたことに伴い、当該事項を記載した農地台帳記録事項要約書の交付に係る手数料を新設しようとするものでございます。

内容につきましては、農地法の改正により、農業委員会は、農地台帳に記録された事項のうち農林水産省令で定めるものを除いた事項等をインターネットの利用その他の方法に

より公表するものとされ、その他の方法による公表として、市民等からの求めに応じて、農地台帳記録事項要約書を交付することとし、当該事務に係る手数料を新たに定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第21号については、環境経済委員会に付託と決しました。

議案第22号防府市手数料条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第22号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第22号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、本市手数料条例について所要の改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 2 2 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 2 3 号防府市手数料条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 2 3 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 2 3 号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、建築基準法等の改正に伴い、建築物に関する確認の申請、建築物を仮に使用するための認定の申請及び建築物の建築等の許可の申請に対する審査事務の手数料について、改定をしようとするもの及び所要の改正をしようとするものでございます。

主な改正内容につきましては、構造計算適合性判定制度の見直しにより、本市において審査事務が不要となる一定規模以上の建築物等の適合審査に関する事務の手数料の規定を削るもの、特定の区域における建築物の高さ制限の特例に関する許可についての審査事務の手数料を定めるもの、並びに所要の改正及び条文整備をするものでございます。

なお、県及び県内の特定行政庁である自治体におきましても、これらの手数料の金額等について、本市と同様の条例改正を行うこととなっております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 2 3 号については、環境経済委員会に付託と決しました。

議案第 2 4 号防府市手数料条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 2 4 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第24号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定等の申請のための手数料について定めるものでございます。

内容につきましては、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する住宅性能評価において、評価を受けなければならない性能表示事項の範囲が変更され、長期優良住宅における長期使用構造等とするための措置の基準の項目とおおむね一致することとなることから、長期優良住宅建築等計画の認定申請において住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価書を活用した認定に係る審査が可能となるため、当該認定の申請について合理的な手数料の金額を設定するものでございます。

なお、県及び県内の特定行政庁である自治体におきましても、これらの手数料の金額について、本市と同様の条例改正を行うこととなっております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第24号については、環境経済委員会に付託と決しました。

議案第25号防府市立保育所設置条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第25号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第25号防府市立保育所設置条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による児童福祉法の改正に伴い、本市の設置する保育所を利用する場合の利用者負担額の徴収根拠を条例で定める必要が生じたため、所要の改正をしようとするものでござい

ます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第25号については、教育厚生委員会に付託と決しました。

議案第26号防府市介護保険条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第26号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第26号防府市介護保険条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、第6期介護保険事業計画をこのたび策定いたしましたので、介護保険法第129条第2項及び第3項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の保険料率を定めようとするものでございます。

保険料率につきましては、一定の収入金額または所得金額以下である被保険者の負担軽減を図るとともに、現在は、10段階としている保険料率の段階区分を11段階に増やすこととしております。

また、介護保険法の改正に伴い、地域支援事業として市町村が実施することとなる事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の円滑な実施を図るため、同法に基づき、これらの事業実施の体制整備等に必要な準備期間を条例に定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第26号については、教育厚生委員会に付託と決しました。

議案第27号防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第27号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第27号防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、厚生労働省令である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の夜間のオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲を拡大するもの、小規模多機能型居宅介護の登録定員及び認知症対応型共同生活介護のユニット数の基準を緩和するもの、並びに訪問看護と小規模多機能型居宅介護との組み合わせにより提供される「複合型サービス」の名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に改称するとともに、看護小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員を小規模多機能型居宅介護と同じとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 介護保険については、さまざまな議論がありますが、この条例においては、これまでのものを若干緩めるということ、あるいは定員を拡大するということが、市民にとってみれば、施設に入る方がこれで若干増えるのではないかということになると思いますが、わかりにくい、わからないかもしれませんが、この条例の施行によって、どれぐらいそういった定員の拡大ができるのか、その辺、検討されておれば、お答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 御質問にお答えします。

今議員おっしゃるとおり、実態として定員がどのぐらい伸びるかというのは、大変わか

りにくい状況です。ただ施設のいろいろな範囲とか、緩和策としていろいろ検討されてますし、定員数も増やしますので、そのあたりで当然伸びるものというふうには考えております。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 先ほど御答弁がありましたように、緩和するというこの中で、その中にはひょっとしたら気づかない問題点があるかもしれませんが、全体的に施設の定員を増やすという形で、これまでも御自宅でなかなか介護は大変だと、そういったものを緩和するものとして、この条例に賛成をしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

議案第28号防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第28号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第28号防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、厚生労働省令である指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容につきましては、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護のユニット数、並びに小規模多機能型居宅介護の登録定員の基準を緩和するもの、並びに小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所の範囲を拡大するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

議案第29号防府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第29号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第29号防府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、厚生労働省令である指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容につきましては、指定介護予防支援事業所と指定介護予防サービス事業所の意識の共有を図るため、指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービスの担当者から個別サービス計画の提出を求めるとともに、指定介護予防支援事業者は、介護保険法の規定に基づき設置された地域ケア会議から、個別のケアマネジメントの事例の提供その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

議案第30号防府市へき地保育所設置及び管理条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第30号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第30号防府市へき地保育所設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による児童福祉法の改正に伴い、本市のへき地保育所における保育時間等について、所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） わかりやすいと思いますので、131ページの議案参考資料でお尋ねをいたします。

第5条で、現行は「1日につき8時間とする」というふうになっておりますのを、改正案では「1日につき11時間とする」というふうに書いてあります。この8時間とか11時間は、必要に応じてこれを延長し、もしくは、あるいはまたは短縮することができるというふうに書いてあるわけで、現行の8時間のままで、必要に応じて延長するというような形で11時間ということでもいいのではないかと、こういうふうに考えますが、この点、どうでしょうか。

ちなみに、他の防府市立の施設であります防府市立保育所については、防府市立保育所管理規程で、保育時間は、「1日の保育時間は、8時間を原則とし」という形で、これももちろん増やしたり減らしたりはできるだろうと思うんですが、片方では8時間というふうにしております。この管理規程、規程でありますから、議会の議決を経ないで改正する、されるのかもしれませんが、この辺について考え方を御説明願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

8時間を11時間にしておるということは、今から新制度が始まります、保育が必要な時間の標準時間、これが11時間となりますので、それにあわせてこちらも11時間としたと、そういう意味でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） そうなりますと現行の防府市立保育所管理規程、これは議決事件でありませぬので、議会にはかかりませぬが、管理規程の8時間も改正によって11時間になると、こういうことになるわけでしょうかね。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 保育所のほうの規程も、3月中には改正する予定でございます。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。ほかにございませぬか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

議案第31号防府市道路占用料徴収条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第31号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第31号防府市道路占用料徴収条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国道及び県道の占用料の改定に伴い、これらとの均衡を保つため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容につきましては、平成9年以降の地価の下落に鑑み、国道及び県道の占用料が引き下げられたため、市内の道路における占用料について、これらとの均衡を保つため、国道及び県道の占用料と同額とするもの及び道路法施行令等の改正により新設された太陽光発電設備等に係る占用料を、国及び県に準じて新設するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。木村議員。

○20番（木村 一彦君） 2点ほどお尋ねします。

1つは、これかなり現行より半額ぐらいになってますね、占用料は。この影響額、市全体ではどのぐらいになるのかということが第1点です。

それから第2点は、この条例改正の対象となるというか、値下げの便益を受ける相手は誰なのか、どういうところなのかということ、主な相手ですね。これを教えていただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。今、御質問のございました2点について、御説明を差し上げたいと思います。

条例改正に伴いましてということで、収入額が変動するであろうということで試算をいたしました結果、年間額で約3,600万円ぐらいの減額になるかというふうに思っております。

ただし、この条例の改正の根拠となっております国の法改正並びに国、県の条例改正の根拠には、新たに設けられました太陽光発電等、災害時の対応に必要なものも含めて対応すべきという根拠があることと、全国的に、先ほど市長のほうから口述の中で申しましたけども、地価の下落が数年続いてきているということの2つが大きな理由でございますので、防府市としては、過去災害を受けた事例も持っておりますし、今回、素早く対応したいというふうに考えておるところでございます。

それと、占用料を下げた場合の影響を受ける事業者と申しますか、今、道路の中に占用されておる物件は、皆様方御存じのように、例えば電柱をはじめ電力、あるいはガス等の供給をされてる事業者でございまして、公益性の高い事業者がほとんどというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 事業所は、電力、ガス、NTTなんかのあれは入らないんですか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 主な事業者ということで申した中に電力も含むということで、改めて御説明を加えさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 木村議員の質問のことが一つ、質問項目の中でダブりますので、またそれで改めて聞くんですが、占用料が3,600万円ほど減額になるというふうなのはお聞きいたしました、これまで幾らあったものが幾らになるのかという形で、数字をお示してください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 今回の条例改正に当たりまして、私どもの部局のほうで試算をしたんですが、現在、平成26年度、今の収入額の見込みが約6,400万円ぐらい。それで、条例改正を行った後に、27年度の見込み額としては2,800万円ぐらいになるのかなというふうな試算のもとに御説明をさしあげました。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 金額のことはそれでわかりました。それで、木村議員も指摘をしておりましたが、今回のものはかなり大幅な占用料の改定ということになります。道

路占用料というのは、かつては負担先が、先ほどお話がありましたような大きな企業であります。そういった意味で、大きな企業からしっかり取れるものは取るべきであるということ、私の先輩などは主張してまいりました。

そういうことからいくと、大幅に下がるということについては、若干疑問もあるわけですが、国のほうではこの占用料について、どういうふうな形で、こういうふうな形で引き下げになってるのか。土地の価格が下がったということ以上のほかの問題もいろいろあるんじゃないかと思うんで、その辺の経緯について少し御説明をいただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 改めて申し上げます。

国の改定並びに県条例の改正をもとに、今回条例を改正をしたいと考えておるところですが、私も国のほうの動きについては、ホームページ等で確認をしたにすぎないんですが、今回の占用制度の改正につきましては、先ほどの説明と前後しますが、算定の基礎となっておる地価の水準、これ民間含めまして大幅な変動が起きてきているというのは、地価変動が下がってきているということで、その変動を反映するためということで、26年4月より占用料の改定に踏み切られたということが一つ書いてございます。

それともう一つは、既に平成25年4月に、先ほど申しました1点目ですが、占用の許可対象物件として、国のほうでは太陽光の発電設備とか、津波が起きたときの避難施設の設置等を見込まれて、1年早く対象物件は追加されておりました。それを26年4月から今回の占用料の見直しの中で、新たな占用許可対象物件というふうに追加をされております。

県のほうで改定されております条例は、この国の制度改正にほぼ準じた形をとっておられますが、その理由としては、国の道路法施行令の改正時に、全国各市町村の占用料を国がいち早く定められております。ですから、今後改定をしていく我々市町村も、国の改定された基準額に沿って追随をしていくような形になるものというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 答弁としてどうかなと思うところも若干あります。私が見た限り、国は平成19年、18年度に道路占用料制度に関する調査検討会報告書を出して、平成20年4月、23年4月という形で3年ごとに改正をしてきたと。

防府市は平成8年以降しなかったもので、今回大幅な改正になるんだろうと思うんですが、

そういうことで国はこれまでに20年、23年、それから26年というふうに改正をしてきたわけですが、防府市は20年の国の改正、23年の国の改正、26年4月の改正のときにはしなくて、今回3回分の改正をするということであったわけですが、そういうことでいけば、この改正はもう少し先延ばしをしてもよかったのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 改めてお答えいたします。

平成23年と各段階ごとに国が改正されておりましたのは、私のほうも手元には調べてはおらないんですが、たしか都市再生特別措置法とかの改正にあわせて、国のほうでは順次進められてきた経緯があったのかなというふうには思っております。

現実的にはもう少し見送ってもということですが、先ほど、戻りますが、県のほうが既に国と足並みをそろえて、昨年時点で改正をされていること。私ども道路管理者、防府市の道路管理者といたしましては、市内には既に県道に建っておる電柱と市道に建っておる電柱で、占用料の差異が生じているということも現実ございますので、それと改めて申し添えますと、事業者さんのほうからも市のほうに要請もございましたので、私どもとしては県の改定1年後にはなりましたけれども、今回改定をしたいというふうに思って、改定案を上程させていただいたところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） わかりました。改定の経緯については、そういう形で無理に引き延ばすということも、全体的に見れば難しいと思いますので、了解をいたしました。

それでは、県内の他市の状況、改正の状況、県内の他市も、例えば3月議会でかなりのところが改正をするのか、この辺についてお答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） この3月議会に上程をするということで、他市についても状況の確認をさせていただいております。1月時点にはさかのぼりますが、県内13市のうち本市を除く他市12市に確認をしたところ、1月時点で既に上程を決めてらっしゃったところは1市でございました。

他の11市につきましては、内容、理由については詳しくは聞いておりませんが、年度が変わるのではないかと、そういった発言の内容で、理由とか細かなところまでは承知しておりませんが、私どものほかにはもう1市、年度内中に上程するというところはございました。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○17番（田中 健次君） 県内の他市がそういう状況であれば、収入が確保できるものでありますから、もう少しこれは先延ばししてもよかったんじゃないかということだけ申し上げますが、こういう形で出ておりますので、それもある意味ではやむを得ないのかなという感じもいたします。

それで、太陽光発電設備等という形ではありますが、等ということで、これには風力発電も含まれるし、それから先ほど言われましたように、津波の関係の施設も、道路の上になると思うんですが、つくってもいいと。それでもうちちょっとイメージが湧かないんですが、道路占用料でありますから、当然道路の上に太陽光発電設備をつくるということになるわけですが、これはどういう形のものになるのか、少しイメージ的にお示し願えればと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 太陽光発電施設設置のイメージということで、特に今、具体的に、どの部分にどういったものという相談とかは承っている状況にはございませんが、国、県が設置をお考えになられた根拠の一つに、国道とか県道であれば道路ののり面が随分余剰地というか、利用されていない部分があるということで、県道とかであればのり面に太陽光発電施設を設置することもあるかというような御見解はお持ちのようでございます。

ただ、そういったことも含めて、防府市のほうで特にどこにどういったものと考えておりませんが、25年にさかのぼります国の改定の際に、災害時の備えとしてということで、太陽光発電、風力発電、さらには災害の避難場所というようなこともございまして、こういったものが先ほど申し上げましたように、例えば21年の災害時に仮設的とはいいながら、路上の一部を占用して設置するというのも、本市の場合は十分考え得ることありますので、そういったことも含めて、国、県に準じて太陽光等の設置についても新規に加えたところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。田中健

次議員。

○17番(田中 健次君) 県内他市の状況を伺えば、若干、今回議案として出すのはいかがなものかということもありますが、しかし、国や県との連携だとか、そういったことを参酌した上で賛成をしたいと思います。

○議長(安藤 二郎君) ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(安藤 二郎君) 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安藤 二郎君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第31号については、原案のとおり可決されました。

議案第32号防府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例中改正について

○議長(安藤 二郎君) 議案第32号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長(松浦 正人君) 議案第32号防府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、市長が指定した管理監督職員が災害への対処等のため、休日以外の平日の深夜に勤務した場合においても特別勤務手当を支給できることとし、及び再任用職員に単身赴任手当を支給できることとするもの並びに条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(安藤 二郎君) 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(安藤 二郎君) 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安藤 二郎君) 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(安藤 二郎君) 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

議案第33号防府市消防団員の定員及び任免等に関する条例及び防府市消防団員及び水防団員の報酬及び費用弁償条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第33号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第33号防府市消防団員の定員及び任免等に関する条例及び防府市消防団員及び水防団員の報酬及び費用弁償条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、消防団が中核とした地域防災力の充実強化に関する法律により、国及び地方公共団体は消防団の抜本的な強化を図るために必要な措置を講ずるものとされていることに伴い、本市における消防団への加入の促進、及び消防団員の処遇の改善のため所要の改正をするものでございます。

主な改正の内容でございますが、防府市消防団員の定員及び任免等に関する条例につきましては、本市が任用する消防団員の任用資格について、市内に通勤する者または通学する者を加えるもの及び条文整備を行うものであり、防府市消防団員及び水防団員の報酬及び費用弁償条例につきましては、消防団員の報酬及び費用弁償額を増額し、処遇の改善を図るものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第33号については、原案のとおり可決されました。

議案第34号平成27年度防府市一般会計予算

○議長（安藤 二郎君） 議案第34号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第34号平成27年度防府市一般会計予算について御説明を申し上げます。

新年度予算の編成方針及び重点施策につきましては、市長がさきに施政方針で述べておりますが、予算は、それらを具現化するものでございます。

編成作業に際しましては、限られた財源の効率的かつ重点的配分に留意しながら、最重要施策であります「環境・教育・観光・高齢者福祉・子育て支援・活性化・防災」に加えまして、本市の魅力を全国的に発信するための取り組みの強化や、全国から来訪される多くの皆様を「おもてなしの心」でお迎えする態勢の充実を図るための諸施策を積極的に推進する予算といたしまして編成をいたしております。

それでは、予算の内容につきまして、お手元の予算書及び予算事項別明細書並びに別冊の予算参考資料に基づきまして御説明を申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を410億8,500万円といたしております。この額は、前年度当初予算と比較をいたしますと金額で13億5,500万円、率にいたしまして3.4%の増となっております。

第2条の継続費につきましては、14ページの第2表にお示しをいたしておりますように、基地周辺障害対策事業ほか3件の継続事業を計上いたしております。

第3条の債務負担行為につきましては、15ページから16ページまでの第3表にお示しをいたしておりますように、議会インターネット中継業務委託ほか15件の債務負担行為を計上いたしております。

第4条の地方債につきましては、17ページから18ページまでの第4表にお示しをいたしておりますように、総額43億920万円を限度といたしまして地方債を起すことといたしております。

第5条の一時借入金につきましては、年間の資金繰りなどを勘案いたしまして、借入金の限度額を前年度と同額の80億円といたしております。

第6条におきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によります歳出予算の流用につきまして定めております。

それでは、予算の内容につきまして、別冊の予算参考資料で御説明を申し上げます。

まず、2ページの歳入予算総括表でございますが、一般会計の歳入のうち、主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

自主財源の根幹をなします1款市税につきましては、企業業績の回復及びそのことに伴います賃上げ等を勘案いたしまして、個人市民税及び法人市民税を増額いたしましたことによりまして、前年度比2.5%の増といたしております。

次に、6款地方消費税交付金につきましては、税率引き上げの影響等を勘案いたしまして、前年度比51.7%の増といたしております。

次に、15款国庫支出金及び16款県支出金につきましては、各事業におきまして、いずれも内示見込み等により計上いたしております。

次に、19款繰入金につきましては、財源調整を行うために、財政調整基金18億4,000万円を含みます繰り入れ等を計上いたしております。

最後に、22款市債につきましては、臨時財政対策債の減等によりまして、前年度比6.2%の減といたしております。

次に、3ページの歳出予算総括表でございますが、構成比では、3款民生費が39.5%と最も高く、次いで10款教育費、2款総務費、8款土木費、12款公債費の順となっております。

それでは、歳出のうち主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、2款総務費につきましては、前年度比21.0%の増となっておりますが、機構改革に伴いまして、文化・スポーツ課所管事業を教育費から総務費へ組み替えいたしましたことや、情報システム再構築事業の増額が主な要因でございます。

次に、3款民生費につきましては、前年度比7.0%の増となっておりますが、臨時福祉給付金支給事業などの減額要因がある一方で、子どものための教育・保育給付事業の増額が主な要因でございます。

次に、4款衛生費につきましては、前年度比12.8%の減となっておりますが、廃棄物処理施設建設事業の減額が主な要因でございます。

次に、9款消防費につきましては、前年度比36.0%の増となっておりますが、高機能消防指令センター総合整備事業の増額が主な要因でございます。

最後に、10款教育費につきましては、前年度比7.7%の減となっておりますが、小学校施設耐震化事業や桑山中学校改築事業の増額要因がある一方で、右田小学校改築事業

や機構改革に伴いまして、文化・スポーツ課所管事業を教育費から総務費へ組み替えいたしましたことによります減額が主な要因でございます。

次に、4ページから5ページまでの歳出性質別内訳表は、平成23年度から平成27年度までの5年間の経費を性質別に分類したものでございます。

その主なものを、右端の前年度との比較欄にて御説明を申し上げます。

まず、1の人件費につきましては、前年度比3.8%の増となっておりますが、職員退職手当の増額が主な要因でございます。

次に、2の物件費につきましては、前年度比3.1%の増となっておりますが、情報システム再構築事業の増額が主な要因でございます。

次に、4の扶助費につきましては、前年度比11.5%の増となっておりますが、子どものための教育・保育給付事業の増額が主な要因でございます。

次に、6の普通建設事業費につきましては、前年度比2.8%の減となっておりますが、高機能消防指令センター総合整備事業や小学校施設耐震化事業などの増額要因がある一方で、右田小学校改築事業や廃棄物処理施設建設事業の減額が主な要因でございます。

以上、主なものにつきまして御説明を申し上げましたが、このうち1の人件費、4の扶助費及び8の公債費を合わせましたいわゆる義務的経費は、約209億3,000万円でございます。前年度比5.9%の増、金額では約11億6,000万円の増となっております。

次に、8ページからの歳入歳出予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

歳入予算につきましては、先ほど大筋を御説明申し上げましたので、ここではそれ以外の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、8ページの1款市税のうち市民税でございますが、企業業績の回復及びそのことに伴います賃上げ等を勘案いたしまして、個人市民税につきましては、前年度比2.5%の増で計上いたすとともに、法人市民税につきましては、前年度比21.4%の増で計上いたしております。

次に、固定資産税でございますが、土地につきましては、地価の下落を、家屋につきましては、評価替えや新增築、解体に伴う増減分を、償却資産につきましては、設備投資の動向等をそれぞれ勘案いたしまして、前年度比0.5%の減で計上いたしております。

次に、12ページの15款国庫支出金につきましては、内示見込み等により計上いたしておりますが、子どものための教育・保育給付費負担金の増額等によりまして、前年度比3.4%増で計上いたしております。

また、16款県支出金につきましても、内示見込み等により計上いたしておりますが、

子どものための教育・保育給付費負担金の増額等によりまして、前年度比10.5%増で計上いたしております。

次に、13ページの22款市債につきましては、それぞれ適債事業に対しまして、市債を計上いたしております。

引き続き、歳出予算につきまして、28ページから事業ごとに御説明を申し上げます。

ここでは、予算書の事項別明細書の順に事業の内容を掲載いたしまして、また、各事業の2段目もしくは4段目に予算書の該当ページを記載いたしております。

また、事業は、新規・拡充・継続の3種類に分類をいたしておりますが、例年実施いたしております事業等につきましては省略させていただきまして、主な新規事業と拡充事業、そして主要事業につきまして御説明を申し上げます。

まず、30ページから104ページまでの2款総務費でございますが、41ページ上段の公共施設マネジメント事業につきましては、公共施設マネジメント基本方針に基づきまして、公共施設の統廃合や複合化など施設再編に関する用途別の方向性等を取りまとめます「(仮称)防府市公共施設再編計画」の策定に係る経費を計上いたしております。

次に、同じページ下段の地方公会計制度推進事業につきましては、国の統一的な基準に基づきます財務書類4表の作成に向けました固定資産台帳整備に係る経費を計上いたしております。

次に、51ページ下段の庁舎建設事業につきましては、庁舎の建設・整備等についての検討を行います「(仮称)庁舎建設基本計画検討委員会」の開催に係る経費を計上いたしますとともに、基本計画の策定に係る経費を計上いたしております。

次に、57ページの地域創生推進事業につきましては、防府市まち・ひと・しごと創生本部に設置をいたします専門部会の開催に係る経費を計上いたしております。

次に、65ページの情報システム再構築事業につきましては、社会保障・税番号制度に対応するために、税、保険料、福祉系などのシステム改修等に係る経費を計上いたしております。

次に、68ページの生活交通対策事業につきましては、新たな交通サービスといたしまして、切畑地区において実施をいたしますデマンドタクシーの実証運行等に係る経費を計上いたしております。

次に、74ページの中山間地域振興事業につきましては、富海地域におきまして、住民主体の地域づくりを促進をするために、「地域おこし協力隊」の導入に係る経費等を計上いたしております。

次に、88ページのサッカーグラウンド建設事業につきましては、建設候補地の選定を

はじめとした協議を行いますサッカーグラウンド建設協議会の開催に係る経費を計上いたしております。

次に、105ページから171ページまでの3款民生費でございますが、106ページの高齢福祉課所管管理経費につきましては、本年10月17日から開催されます第28回全国健康福祉祭におきまして、本市開催の剣道交流大会及び健康マージャン交流大会の運営経費等といたしまして、市実行委員会への負担金等を計上いたしております。

次に、159ページの子どものための教育・保育給付事業につきましては、新たに始まります子ども・子育て支援制度に伴います認定こども園、幼稚園、地域型保育事業に対します給付費等を計上いたしております。

次に、160ページの地域子育て支援事業につきましては、地域の実情に応じた子育て支援の充実や多様化する保育需要に対応するために、民間保育所等に対します各種保育サービスの委託に係る経費等を計上いたしております。

次に、164ページの子ども医療費支給事業につきましては、県内の市では初めて所得制限なしに行います、小学生の医療費自己負担額の助成に係る経費等を計上いたしております。

次に、166ページ下段の留守家庭児童学級運営事業及び167ページ上段の右田留守家庭児童学級建設事業につきましては、対象児童を小学校6年生までに拡大するとともに、松崎小学校、華城小学校、右田小学校におきまして、学級の増設に係る経費等を計上いたしております。

次に、172ページから206ページまでの4款衛生費でございますが、194ページのがん検診事業につきましては、がんの早期発見、早期治療を図るために、新たに複数のがん検診を受診できる総合検診や乳がんの集団検診時にあわせまして大腸がん検診を行う複合検診の実施に係る経費等を計上いたしております。

次に、200ページのごみ収集運搬業務につきましては、自治会が管理いたしますごみ集積施設に対します新たな助成制度といたしまして、施設の改修、修繕費用の一部を助成する経費等を計上いたしております。

次に、207ページから210ページまでの5款労働費でございますが、208ページの雇用安定事業につきましては、ハローワークの求人情報を活用し、雇用対策の充実を図るために、商工振興課窓口などに求人情報システムを整備いたします経費等を計上いたしております。

次に、211ページから266ページまでの6款農林水産業費でございますが、219ページの新規就農者支援事業につきましては、新規就農者を支援するために、国の

助成制度に加えまして、市独自に農地や施設整備費等の一部を助成する経費等を計上いたしております。

次に、259ページの水産総合交流施設管理運営事業につきましては、地域特産品を生かした産業振興等を効果的に発信をするために、情報通信環境の整備に係る経費等を計上いたしております。

次に、267ページから280ページまでの7款商工費でございますが、272ページ下段のまちなか店舗リフォーム助成事業につきましては、商業地域及び近隣商業地域の振興を図るための新たな取り組みといたしまして、店舗改装費用の一部を助成する経費を計上いたしております。

次に、280ページの大河ドラマ誘客おもてなし事業につきましては、本市の新たな観光スポットといたしまして開館をいたしました「ほうふ花燃ゆ大河ドラマ館」を中心とした観光情報の発信強化と全国から来訪される皆様を「おもてなしの心」でお迎えする態勢の充実を図るための経費といたしまして、市実行委員会への負担金等を計上いたしております。

次に、281ページから327ページまでの8款土木費でございますが、297ページの下河内中河内線道路改良事業につきましては、交通混雑の緩和や歩行者の安全を確保するために、道路拡幅等の測量設計に係る経費を計上いたしております。

次に、305ページ上段の佐波川かわまちづくり事業につきましては、国のかわまちづくり支援制度を活用いたしました水辺空間の整備といたしまして、桜本児童遊園及び桜づつみ公園の整備に係る経費等を計上いたしております。

次に、325ページの市有住宅管理事業につきましては、高齢者世帯と子育て世帯の交流を促し、家庭内教育の向上、子育て支援、高齢者の孤立防止のために、また、地域の活性化にもつながりますよう、3世代同居や近居などに向けた住宅基本構想策定に係る経費を計上いたしております。

次に、328ページから338ページまでの9款消防費でございますが、336ページ下段の高機能消防指令センター総合整備事業につきましては、迅速で確実な情報通信体制を確保するために、老朽化いたしました消防緊急通信指令施設を高機能消防指令センターに更新する経費を計上いたしております。

次に、339ページから414ページまでの10款教育費でございますが、349ページの障害のある児童・生徒に関します教育支援事業につきましては、特別な支援を要する児童・生徒の個別の状況を把握し、より適切な指導助言を行うために、特別支援教育推進員の配置に係る経費等を計上いたしております。

次に、352ページの地域と育む学び舎づくり事業につきましては、コミュニティ・スクールの充実を図るため、運営の支援などを行いますコミュニティ・スクールコンダクターの配置に係る経費等を計上いたしております。

次に、355ページの小中学校教育研究事業につきましては、地域の豊かな社会資源等を活用して行います土曜授業を、全小・中学校で月1回程度実施いたします経費等を計上いたしております。

次に、364ページの小中一貫教育推進事業につきましては、富海小・中学校におきまして、市内全域から児童・生徒を募集し、英語教育を充実させた小中一貫教育の実施に係る経費等を計上いたしております。

次に、373ページ上段の右田小学校改築事業及び下段の西浦小学校改築事業、374ページ上段の中関小学校改築事業、375ページ上段の勝間小学校改築事業、下段の大道小学校改築事業、384ページの桑山中学校改築事業につきましては、老朽化が進み、耐力度や耐震性が不足する学校施設の耐力度調査や改築工事に係る経費を計上いたしております。

次に、399ページの世界ジャンボリー地域事業につきましては、本年7月28日から開催されます第23回世界スカウトジャンボリーにおきまして、防府地域プログラムとして実施いたします歓迎行事や学校訪問等に係る経費を計上いたしております。

以上、平成27年度防府市一般会計予算の概要及び主な新規、拡充と主要事業等につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） それでは、これより質疑に入ります。まず、歳出の1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款衛生費についての質疑を求めます。事項別明細書のページで申し上げますと、142ページから293ページまででございます。よろしくお願いいたします。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、1款から4款までの質疑を打ち切らせていただきます。

次は、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費についての質疑を求めます。事項別明細書のページで申し上げますと、292ページから381ページまででございます。いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、5款から8款までの質疑を打ち切らせていただきます。

次は、9款消防費、10款教育費、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、

14款予備費についての質疑を求めます。事項別明細書のページで申し上げますと、380ページから459ページまででございます。木村議員。

○20番（木村 一彦君） 予算参考資料の336ページの下段、高機能消防指令センター総合整備事業、4億3,200万円、この高機能消防指令センターというのは、どういう機能があるんですか。それを説明していただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（牛丸 正美君） お答えいたします。

機能そのものというのはいろんな、例えば119番通報が入ったときに、大型ディスプレイにその位置、119番を通報された住宅が大型のモニターに映ってまいります。これとはまた別に携帯電話、これも同様でございますが、こういうものが全て一体型になっておるものでございまして、さらには気象関係とか、順次通報といたしまして、例えば119番を受ける者は、一々言葉で発するのではなくて、ボタン一つでどこそこの出張所が救急出るとか火災出るとか、いろんな通報内容を連絡したりするものが一体になっております。これを消防防災施設整備事業交付要綱というのを国のほうが定めまして、この要綱に高機能消防指令センターという名称が出てまいります。この名称によりまして従来の名称とは変わったということでございまして、従来、今、消防本部が設置しております機能があります指令施設とは大きく変わったものではございません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 記憶は定かではないんですが、五、六年前か、七、八年前か、かなり指令センターのシステムを大幅に変えられた、更新されたことありますね。あれはどういう改革だったんですか。今回とかなり違うんですか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（牛丸 正美君） 以前、新たに導入いたしました、先ほど言いましたように位置表示、これが携帯電話、こういうものは設置しておりませんでした。119番の固定電話だけでございました。こういうものが携帯電話からもある程度の位置がわかるというものを更新したということでございまして、現在更新するに当たりまして必要な動態表示、消防車がどこにおるとか、例えば大平山に高所カメラがついておりますが、これらが今故障しておりまして修理不能ということになっております。この動態表示等も故障しておりますことから、これを全て新しいものに更新しようということでございます。

この動態表示等があれば、いろんな災害や火災等がありましても、大きいディスプレイがありますが、このディスプレイに消防車や救急車がどの位置におるかということが把握

できますので、それを見ながらある程度作戦を立てていくということができます。こういうものが既に使用不能になっておるということでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） この新しいシステムが入ることによって消防とか、それから救急のスピードアップは、どのくらい見込まれますか。ケース・バイ・ケースでしょうけど。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（牛丸 正美君） これ、機器に精通した者と精通していない者とは随分格差があるかと思いますが、ある程度ボタン一つで全て操作できますので、タッチペンで操作できてまいりますので、今までとは若干変わってくると。早目に出動指令等はかけられるという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございせんか。和田議員。

○1番（和田 敏明君） 参考資料の375ページ上段、勝間小学校改築事業と下段、大道小学校改築事業なんですけど、事業費の内訳のところ委託料ですが、勝間小学校に関しては435万円で、大道小学校は300万円ですか。この委託料の違いというのは、単純に大きさの違いということでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 小学校の改築事業につきましては校舎ごと、例えば校舎で棟数、統合ということで、規模がかなり違っております。改築ということでございますので、単純に申しますと、延べ面積がかなり違うということで御理解いただけたらと思えます。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） それでは、以上で9款から14款までの質疑を打ち切らせていただきます。

次は、歳入全般、第2条継続費、第3条債務負担行為、第4条地方債、第5条一時借入金、第6条歳出予算の流用、以上に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第34号については、予算委員会に付託と決しました。

議案第35号平成27年度防府市競輪事業特別会計予算

議案第36号平成27年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第37号平成27年度防府市索道事業特別会計予算

議案第38号平成27年度防府市と場事業特別会計予算

議案第39号平成27年度防府市青果市場事業特別会計予算

議案第40号平成27年度防府市駐車場事業特別会計予算

議案第41号平成27年度防府市交通災害共済事業特別会計予算

議案第42号平成27年度防府市介護保険事業特別会計予算

議案第43号平成27年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長（安藤 二郎君） 議案第35号から議案第43号までの議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第35号から議案第43号までの9議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

予算書の21ページをお願いいたします。

議案第35号平成27年度防府市競輪事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を146億8,888万6,000円といたしております。前年度比32.0%の増となっておりますが、特別競輪「第31回共同通信社杯」の開催により車券発売金収入の増加が主な要因でございます。

第2条の一時借入金につきましては、年間の資金繰りを勘案いたしまして、借入金の限度額を80億円といたしております。

予算の内容といたしましては、歳入では、22ページの車券発売金収入を141億7,420万円と見込むとともに、歳出では、開催に伴う経費を計上いたしております。

競輪事業を取り巻く環境は、大変厳しいものがございますが、共同通信社杯やF1競輪におきまして、場外発売場の確保に努め、車券発売金収入の増加によりまして、収益増を

目指してまいります。

次に、27ページの議案第36号平成27年度防府市国民健康保険事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を151億1,777万2,000円といたしてございまして、前年度比11.6%の増となっております。

第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の流用につきまして定めているものでございます。

予算の内容といたしましては、歳入では、国民健康保険料、国・県支出金、前期高齢者交付金、諸収入等を計上いたしまして、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金等、共同事業拠出金、諸支出金等を計上いたしてまいります。

次に、35ページの議案第37号平成27年度防府市索道事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を9,643万9,000円といたしてございまして、前年度比23.4%の増となっておりますが、支柱等の撤去工事費の増額が主な要因でございます。

次に、41ページの議案第38号平成27年度防府市と場事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を1,504万1,000円といたしてございまして、前年度比19.0%の減となっておりますが、施設の改良・改修工事費の減額が主な要因でございます。

次に、47ページの議案第39号平成27年度防府市青果市場事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を3,843万5,000円といたしてございまして、前年度比3.5%の増となっておりますが、施設の改良・改修工事費の増額が主な要因でございます。

次に、53ページの議案第40号平成27年度防府市駐車場事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を2,820万9,000円といたしてございまして、前年度比9.0%の減となっておりますが、補修工事費の減額が主な要因でございます。

次に、59ページの議案第41号平成27年度防府市交通災害共済事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を1,660万4,000円といたしてございまして、前年度比3.7%の増となっております。

予算の内容につきましては、前年度とほぼ同様でございます。

次に、65ページの議案第42号平成27年度防府市介護保険事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を102億2,378万円といたしてございまして、前年度比6.6%の増となっております。

第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の流用につきまして定めているものでございます。

予算の内容といたしましては、保険事業勘定とサービス事業勘定とに区分いたしまして、歳入では、介護保険料や国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、基金繰入金、サービス収入等を計上いたしまして、歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費及びサービス事業費等を計上いたしております。

最後に、73ページの議案第43号平成27年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を17億8,998万1,000円といたしております。前年度比7.4%の増となっております。

予算の内容といたしましては、歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、諸収入等を計上いたしまして、歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金等を計上いたしております。

以上、議案第35号から議案第43号までの9議案につきまして、御説明を申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております9議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第42号については教育厚生委員会に、議案35号から議案第41号まで及び議案第43号の8議案については環境経済委員会にそれぞれ付託と決しました。

議案第44号平成27年度防府市水道事業会計予算

議案第45号平成27年度防府市工業用水道事業会計予算

議案第46号平成27年度防府市公共下水道事業会計予算

○議長（安藤 二郎君） 議案第44号から議案第46号までの3議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第44号、議案第45号及び議案第46号につきまして、

一括して御説明申し上げます。

まず、議案第44号平成27年度防府市水道事業会計予算につきましては、予算書5ページにお示しいたしておりますように、第2条に業務の予定量をそれぞれ定め、これらの業務の予定量を大綱として、第3条以下の予算を編成いたしているものでございます。

初めに、第3条は収益的収入予定額を22億7,555万3,000円、支出予定額を20億1,272万7,000円といたしております。

第4条では、資本的収入予定額を6億9,414万5,000円、支出予定額を19億920万7,000円といたしており、差し引き不足額12億1,506万2,000円を損益勘定留保資金等により補填を予定いたしております。

第5条は、建設改良事業のために借り入れる企業債の限度額及びその借入条件等を定めているものでございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費及び交際費について、それぞれお示しいたしており、第8条は、棚卸資産の購入限度額を定めているものでございます。

以上、平成27年度の予算について、その概要を申し上げましたが、次に事業面について御説明申し上げます。

建設改良事業につきましては、現在、第4期拡張事業を推進しているところでございますが、施設の設備拡充に努める一方、老朽化した施設の改良、耐震化対策及び漏水防止対策についても積極的に取り組んでまいります。

また、「防府市水道ビジョン」に沿って、信頼性の高い水道を次世代に継承していくための施策の柱となる「安心・快適な給水の確保」、「運営基盤の強化とお客サービス向上」、「災害対策の充実」、「環境対策の強化」等を一層進めてまいります。

次に、議案第45号平成27年度防府市工業用水道事業会計につきましては、予算書35ページにお示しいたしておりますように、第2条に業務の予定量をそれぞれ定めているものでございます。

第3条は、収益的収入予定額を1億5,239万円、支出予定額を1億3,401万8,000円、第4条では、資本的支出予定額を609万1,000円といたしており、第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費についてお示しいたしており、第7条は、棚卸資産の購入限度額を定めているものでございます。

本年度も施設の維持管理に万全を期し、安全供給に努める所存でございます。

最後に、議案第46号平成27年度防府市公共下水道事業会計予算につきましては、予算書57ページにお示しいたしておりますように、第2条に業務の予定量をそれぞれ定め、これらの業務の予定量を大綱として、第3条以下の予算を編成いたしているものでございます。

初めに、第3条は収益的収入予定額を29億6,881万9,000円に、支出予定額を27億617万4,000円といたしております。

第4条では、資本的収支予定額を30億7,804万2,000円、支出予定額を41億2,483万円と見込み、差し引き不足額10億4,678万8,000円を損益勘定留保資金等により補填を予定いたしております。

第5条では、平成27年度に設定いたします債務負担行為について定めているものでございます。

第6条は、建設改良事業のために借り入れる企業債の限度額と、その借入条件等を定め、第7条では、平成27年度中の一時的な資金不足を補うための借入金の限度額について定めているものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費についてお示しいたしております。

第10条は、資本的収支不足額の補填財源とするため、繰越利益剰余金のうち減債積立金へ処分する額を定めるもので、平成25年度末の繰越額9,894万3,000円を予定処分額と定めているものでございます。

以上、平成27年度の予算について、その概要を申し上げましたが、次に事業面について御説明申し上げます。

建設改良事業につきましては、衛生的で快適な生活環境を確保するため、西浦、牟礼、富海地区等への污水管渠の布設及び中関中継ポンプ場の建設事業を実施するとともに、大道方面への管渠布設実施設計業務に着手し、処理区域の拡大に努める一方、長寿命化計画に沿った施設の更新事業を引き続き実施してまいります。

また、勝間地区及び防府駅前中央排水区の排水路等の整備、並びに勝間ポンプ場の建設事業を引き続き実施するとともに、雨水計画変更による古浜排水区の整備に向けて基本設計業務に着手してまいります。

なお、上下水道事業につきましては、さらなる市民サービスの向上を図るとともに、効率的な組織運営を行い、より一層の経営の健全化に努めてまいります。

以上、御説明申し上げました各会計における平成27年度予算の詳細につきましては、

予算実施計画以下の附属書類でお示しいたしているとおりでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております3議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第44号から議案第46号までの3議案については、環境経済委員会に付託と決しました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議は、明日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。お疲れさまでございました。

午後2時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月4日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 安村 政治

防府市議会議員 橋本 龍太郎

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月4日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員